

## ◎議 事 日 程（第2号）

平成17年6月20日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 陳情第1号 地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情について
- 日程第2 陳情第2号 最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情について
- 日程第3 陳情第3号 被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請について
- 日程第4 陳情第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- 日程第5 陳情第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- 日程第6 市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問
- 日程第7 議案第1号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 愛西市都市計画審議会条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第4号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第6号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 海部津島環境事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第9号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第16 議案第10号 愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について
- 日程第17 議案第11号 市の境界変更について
- 日程第18 議案第12号 平成17年度愛西市一般会計予算について
- 日程第19 議案第13号 平成17年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第20 議案第14号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第15号 平成17年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第22 議案第16号 平成17年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第17号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第24 議案第18号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第19号 平成17年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第20号 海部地区休日診療所組合理約の変更について
- 日程第27 同意第1号 愛西市監査委員の選任について

- 日程第28 同意第2号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第29 同意第3号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第30 同意第4号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第31 同意第5号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第32 同意第6号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 同意第7号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第34 同意第8号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第9号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 同意第10号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第11号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第38 同意第12号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第39 同意第13号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第40 同意第14号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第41 推薦第2号 愛西市農業委員会委員の推薦について
- 日程第42 選挙第6号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第43 請願第1号 乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願について
- 日程第44 陳情第1号 地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情について
- 日程第45 陳情第2号 最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情について
- 日程第46 陳情第3号 被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請について
- 日程第47 陳情第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- 日程第48 陳情第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- 日程第49 委員会付託について

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## ◎出席議員（55名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君

13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	29番	加藤和之君
30番	黒田勝一君	31番	大河内通彦君
32番	古江寛昭君	33番	祖父江靖君
34番	飯田正之君	35番	後藤芳徳君
36番	大島功君	37番	大宮吉満君
38番	永井千年君	39番	黒田国昭君
40番	大鹿一夫君	41番	中村文子君
42番	伊藤典之君	43番	大河内克見君
44番	加藤敏彦君	45番	加賀博君
46番	宮本和子君	47番	林輝光君
48番	横井滋一君	49番	石崎たか子君
50番	伊藤米郁君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
55番	加藤正利君	57番	金森懿市君
58番	柴田義継君		

◎欠 席 議 員（2名）

28番	佐藤肇君	51番	堀田幸比古君
-----	------	-----	--------

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	教 育 長	青木萬生君
秘 書 室 長	水谷正君	総 務 部 長	杉山政男君
企 画 部 長	石原光君	教 育 部 長	八木富夫君
経 済 建 設 部 長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	若山富士夫君
市 民 生 活 部 長	藤松岳文君	福 祉 部 長	山田信行君
保 健 部 長	中野正三君	消 防 長	古川一己君

佐屋  
総合支所長 加賀和彦君  
八開  
総合支所長 飯田十志博君

立田  
総合支所長 伊藤忠俊君  
佐織  
総合支所長 山崎敏次君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄  
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

---

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

28番・佐藤 肇議員と51番・堀田幸比古議員の欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・陳情第1号から日程第5・陳情第5号まで

○議長（横井滋一君）

お諮りいたします。日程第1・陳情第1号：地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情について、日程第2・陳情第2号：最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情について、日程第3・陳情第3号：被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請について、日程第4・陳情第4号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について及び日程第5・陳情第5号：地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については、会議規則第36条第2項の規定によって、提案説明は省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問

○議長（横井滋一君）

日程第6・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問をお受けいたします。

なお、質問は簡潔・明瞭に行っていただくようお願いいたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

57番・金森懿市議員。

○57番（金森懿市君）

選挙されてまだ1ヵ月ということで、市長におかれましても、まだまだ落ちついた対応が無理だったのではないかとはいえませんが、今回の市町村合併は、基本的には財政が立ち行かないということで、合併しか仕方がないだろうということで、これは研究会、協議会、法定協を通して一貫した意思統一であったわけです。

そういう中で合併をしたわけですが、今回の市長の招集あいさつを見ておきますと、公約の一つとして、市長の給料の10%カットは上程されておりますけれども、これは極めて小さな公約であって、大きい意味では愛西市の将来を展望した財政計画はどうあるべきかというようなことについて、当然具体的に私は提示があるだろうというふうに考えておりましたが、それがありません。

そこで市長にお伺いしたいんですが、先ほど申し上げたような状況、また経過を踏まえて合併した今日、新市長として研究会、あるいは協議会等々を通して、高所から判断をされた中身で、愛西市の財政計画等々については、こうしなきゃあ愛西市は成り立っていかないんだというような展望があらうかと思えます。そうした展望について、ひとつお聞かせ願いたいと思えます。

続いて、例題として私が考えたのは、市長が10%カットを提案されておるわけですが、事ほどさように、この財政というのは厳しい状況が見込めるということで、この際、私は議員の歳費も10%、あるいはほかの管理職も10%と、いろいろなことを総合的に、市民に厳しさを知ってもらうために、血を流して示すべきだと。そういう第1回の愛西市の議会で示すべきだというふうに私は考えておったわけです。それが今回出ておりません。職員の賃金についても、今人事院で研究されて、ことしの夏ごろには5%というカットが提示されるやに聞いております。その職員の給与についても、一般民間と比較しますと177万円、年間収入が公務員は多いというような試算をされて、5%のカットが提示されるやに新聞に載っておりました。

そういうようなことをいろいろ考えてみますと、この際、議員、当局等々は当然そういう対応をとって、市民に厳しさを知ってもらう。そして、これから行政サービスが低下することについても理解を求めるといふようなことが必要かと思えます。そういうふうな方法について、市長は考えておられるのかどうか。

またもう一つは、今、地方自治体では収入役の選任をしない市町村がたくさん出てきております。当愛西市においても収入役の選任は、私は必要ないだろうというふうに考えておりますが、その点についてもどのように考えておられるのか。

以上の点について、答弁をお願いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。早朝より御出席をいただきまして、ありがとうございました。

初めての6月定例会を私どもも迎えているわけでありまして、これから19名の方の一般質問やら、あるいはきょうの施政方針に対する質問、あるいは議案等に対する質問をいただくわけでありまして、私ども誠心誠意お答えさせていただく所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

金森議員の質問にお答えをいたします。

最初に、行財政改革についてであります。

議員御指摘のとおり、この4町村の合併、行財政改革なくしてあり得なかったことでありまして、そうした厳しい中、国の三位一体の改革もなかなか全容がつかめないというような状況も事実でございます。そんな中で、私の1割給与カットということも、まずみずからがそうした気持ちを持っている、態度で示そう、そうしたことで公約としてお訴えをしてきたわけでありまして、御理解をいただきたく思います。

そして、職員の給与カットはという、これも御指摘であります。各地方団体の中でもそうした流れがあることも承知をしているわけでありましてけれども、現段階、合併して職員それぞれ

れ大変な事務についていることもお見通しのとおりでありますし、今後いろんな本市の財政状況を踏まえながら、そうした点についても検討をすべきときもあろうかと思っておりますけれども、現段階、職員のことについては考えておりません。

そして、収入役はということでございます。助役、収入役の選任についても、本議会で何とかお願いすべく、今熟慮しているところでありまして、収入役の点につきましても、合併をして間もない大変な状況にある私どもの愛西市であります。そうしたことで、収入役も必要という考え方を持っているところであります。

愛西市起債の残高も、本当に本年度末には 144億円というような見通しを立てているわけでありまして、毎年、これからは10億円近い公債費の返済も必要となっているわけでありまして、現段階の財政が危機的状況にあるということではありませんけれども、決して楽観をすべきものではありませんし、新市の計画、あるいは総合計画の中で財政運営をいかにすべきかということは、今後十二分に承知しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長（横井滋一君）

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○46番（宮本和子君）

2点ほどお聞きしたいと思います。

高齢者福祉についてと、職員の意識改革についてでございます。

まず初めに高齢者福祉についてですが、介護保険が開始されて5年が過ぎ、今、介護保険の見直しのために介護保険法の改正が国会で行われております。政府の見直し案を見てみますと、1に介護施設の部屋代、食費の全額利用者負担をことしの10月から前倒しで実施。2点目では、要支援など軽度の在宅サービス利用を制限し、介護予防中心の給付にして、ヘルパーやデイサービスの利用を制限しようとしています。これでは、ひとり暮らしやお年寄り世帯の高齢者は、在宅で生活ができません。そして、3点目では、介護保険料の大幅なアップと、従来無料だった老人健診、市町村のリハビリ、生活支援活動も介護保険に組み込まれて、新たな自己負担が発生することになります。

市長は、高齢者、障害者の人々が家庭や地域で自立して安心して生活できる環境の形成や充実した各種福祉サービスができるように努めてまいりたいと述べております。しかし、介護保険法が見直されれば、高齢者に不安と負担が広がるばかりでございます。市長のお話のような安心して自立した生活が保障できるとお考えですか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから2点目は、職員の意識改革でございます。

市長が就任されてまず行われたことは、各庁舎の電気を小まめに消す節約と、すべての愛西市庁舎や施設の禁煙です。市民や職員の健康をまず優先することを始められたことは、うれしい限りでございます。

市長は、今回の市長選挙で第1に上げられたのが行政改革で、職員を150人削減すると公約されました。今必要な行政改革は、より簡素で、より効率的な体質改善を図ることで、まず職員の意識改革を進めたいと述べておられますが、節電や禁煙以外には、具体的にはどのような

職員の意識改革を行おうと考えておられますか、まずお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

宮本議員の質問にお答えをいたします。

最初に、高齢者福祉についてであります。

御存じのとおり、高齢化率も年々上昇するばかりでありまして、そうした住民・市民の皆さんのニーズ、あるいはアンケートの調査などなどを見きわめながら、今後、いろんな事業計画についても進めてまいりたいと思っております。

細部については、担当部長より計画など申し上げさせていただきます。

職員の意識改革であります、おっしゃっていただきましたように、150人削減するという内容ではございませんで、10年間で150人が自然減となる中で、極力新規採用も控えながらということを行っているわけでありまして、御理解をいただきたく思います。

そして、職員にもあいさつから身だしなみから、あるいは日々の業務の中の節約できること、ガス・水道・電気、すべて身近なものからということを行っているわけでありまして、そうしたことをこれからも徹底して、職員にも教育をしてまいりたいと、そんなふうにお思います。以上であります。

#### ○福祉部長（山田信行君）

それでは、まず第1点目の御質問でございます第3期事業計画の関係でございますけれども、これについては、まず昨年、平成16年度に準備段階ということで、ニーズ調査としてアンケート調査を実施しております。この結果に基づきまして、今年度で第3期事業計画を作成できるように今準備をしているところでございまして、その準備状況といいますのは、計画の仕様書を業者に提示いたしまして、計画書の委託ができるような契約に向けての準備作業を進めているところでございます。

また、この策定委員会というのも設けまして、策定委員会には議会の代表の方にもお入りをいただいて、こういった審議に加わっていただくこととなりますので、この場をかりましてお願いを申し上げます。

また、この策定委員会とともに、市役所の内部におきましても、関係の各課が集まりまして、庁内の検討委員会についてもこれから随時開催をしながら、十分な計画づくりに対処していくつもりでございます。

御指摘がございましたように、国の方針に基づいて、市民の皆さんが安心してこの介護計画の給付が受けられるような計画づくりを進めていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○46番（宮本和子君）

今、策定委員会には議員もというお話ですが、策定委員会には介護保険利用者や家族の代表、愛西市の介護の状況をよく把握しているヘルパーやケアマネジャーなど専門家などを参加させて、愛西市の高齢者の実態に合った計画や利用者の声を反映した計画を策定すべきだと考えます。



介護保険が始まってから、佐屋地区でも年々保険給付費の利用状況は増加しております。それだけ介護保険によって高齢者は安心して介護を受けることができる制度が必要ですし、介護保険料、利用料の負担がふえればふえるほど、今でも利用できない低所得者については、減免制度の充実はなくてはならないと考えます。

今、各自治体や、また近隣では津島市でも行っておりますような保険料の減免制度を実施すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

2点ほど、策定委員会の問題と、それから保険料の減免制度について見解をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○福祉部長（山田信行君）

介護保険料の設定につきましても、この介護事業計画の中で、ニーズに合わせたといいますか、保険給付の全体量に合わせて保険料を設定することになりますので、今御指摘がありましたように、低所得者に関するような減免制度も、そういった中で検討していきたいと思っております。

策定委員会の構成員、当然ながら議会の代表者の方を踏まえまして、以下、今御指示がございましたように、関係の機関の者だとか、ヘルパーとか介護に携わる者の意見なども踏まえてメンバーを構成していきたいと、そのように思っております。

#### ○46番（宮本和子君）

私、男女共同参画の立場で、職員の意識改革をぜひ行っていただきたいと考えます。

昨年、県の財団法人あいち女性総合センター主催の女性グループリーダー研修に参加いたしました。愛知学泉大学の井上教授の男女共同参画という講座では、教授は男女共同参画社会基本法の前文には、「21世紀の最重要課題の一つです。男女共同参画計画を制定するには、何よりもまず女性職員の待遇改善と、自治体幹部や女性職員も含めて職員の男女共同参画の認識の意識改革を行うことが最優先することです」とお話をされました。今後、愛西市も男女共同参画計画を制定することになりますが、愛知県内でも22市町が行っております男女共同参画に関する職員研修をぜひ行っていただきたい。また、審議会などの委員の登用促進と、管理職に女性を登用できるよう規制することや、また保育士や女性職員の所得の不平等や待遇改善などを行っていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

#### ○市長（八木忠男君）

男女共同参画についての御質問であります。

自分も経験の中で、女性の幹部登用、あるいはいろんな審議会などなどへの参加を考えてきているわけでありまして、おっしゃっていただいた内容につきましても、あと一般質問の方でも出ているようであります。

御指摘いただいた内容についても、今後十二分に勉強しながら行ってまいりたいと思っております。

#### ○議長（横井滋一君）

ちょっと休憩をとります。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きます。

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

それでは、市長の招集あいさつに触れて2点質問したいと思います。

1点は、市民参加の問題であります。

市民とひざを交えて懇談する場を設けて、市長の市政運営の考えを説明するとともに、市民の声をよく聞いて、出された要望を整理しながら、市政に生かしていくことは、市民参加の市政の基本だと思います。

市長は、佐織町長時代に、年に1回ずつのコミュニティー単位の懇談会や、あるいは各公共施設に目安箱を置いて、住民の声を聞く努力を続けてこられました。招集あいさつの中で、市民の皆様とともに新しい自治の仕組みを築くと、高い決意を述べられていましたが、こうした経験や努力の上に、今後具体的にどのような新しい自治の仕組みを築こうと考えてみえるのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

2点目は、重点施策として上げられた中に、市内連絡道路網の整備を言われております。新市建設計画の中には、主要施策の位置図という中に新規の整備路線や改良整備路線などの路線が引かれていますが、そうしたものの以外にも考えてみえるのか。具体的に考えてみえれば述べていただき、どこから着手をするつもりなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えいたします。

御指摘いただきました市民参加の新しい自治の仕組み、公約の中でも市民委員会的なものも考えている。そして、人と人とのつながりを大切にして、市民の皆さんとの協働の社会をということをお訴えしてきているわけでありまして、いろんな場面場面を想定しますと、ふれあい箱も今、全部の公の施設に準備をしているところでありまして、市政懇談会的なものは、今の段階では具体的には考えておりませんが、市民委員会などの立ち上げについては、あるいはアドバイザーの方などなどの御意見を承りながら、あるいは先進地の現状もお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

そして、市内の連絡道路網の整備であります。それぞれ各4地区から出てまいりました新市の建設計画の中にあります道路網整備を踏まえて進めていくわけでありまして、今具体的に新しくどこの道路をとという考え方は持っておりません。以上でございます。

○38番（永井千年君）

今、ふれあい箱を準備していると。しかし、市政懇談会は当面今のところ考えていないというふうに言われましたが、こうした市民と行政との懇談会をやめてしまうということは、僕は

大きな後退ではないかというふうに思っています。ぜひこれは、佐織町は五つのコミュニティー単位でやっておりましたが、旧4町村すべてのところでそうした単位、あるいは大字でやっていくというのは大変な時間がかかるわけですが、こういうせつかく市長が経験を積んでみえたことをやめるということはいかんとするんですね。ぜひ実現可能な、例えば毎年やれなくても、4年間かかってすべての地域を回るんだということだとか、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思っています。

それから、市長もどこかの席で触れられたかもしれませんが、審議会だとか委員会のあり方、町村のときには多くのところでまだ公募委員というものはやっていませんでしたが、全国の市の中では、76.8%が何らかの形で審議会や委員会の公募を行っているんですね。これはもうごく、行政として行う当たり前の流れになってきておるものですから、この点も市民参加の重要な柱になるのではないかというふうに思いますので、この2点について再答弁を求めたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

市政懇談会の件につきましては、御意見として承っておきます。

そして、委員会、あるいは審議会への公募も、今までそれぞれの流れがあるわけでありまして、そうした組織づくりについても、すぐここというわけにはまいらない、そんな内容も承知をしておりますし、先ほど申し上げました市民委員会的なものについては、当然公募をしながら、そういう考え方を持っております。委員会、審議会でのすべて公募という考え方は、現在持っておりません。

#### ○議長（横井滋一君）

次に、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○44番（加藤敏彦君）

私は、市長招集あいさつの中で、助役、収入役についての話がありませんでしたので、これをお尋ねしたいと思っておりますが、先ほど金森議員の質問に対して、助役、収入役についての市長の見解が一定出ておりますが、もう一度確認しておきたいと思っております。助役、収入役については、今議会の中でも提案できたらしたいというふうに答弁されました。収入役については、廃止するという方向ではなく、必要だという見解でありました。これを確認させていただきます。

あと、今議会の中で提案できない場合は、臨時議会を開催してでも提案するのか、9月定例会まで先送りなのか、その点だけお尋ねしておきたいと思っております。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

助役、収入役についての御質問は、金森議員にお答えしたとおりでありまして、できなければ臨時会か9月、状況判断をしながら進めてまいりたいと思っております。

しかし、できるだけ早くという気持ちには変わりございませんので、また御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて質問を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第1号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、質問通告に従って質問させていただきます。

今回、市長はみずからの給与の10%カットを提案されました。市長選の公約について、すぐに提出をされたことについては了としたいと思いますが、この10%カットについて、一つは、なぜ10%のカットにとどめるのかということ。それと2点目は、このカットによってどのぐらいの予算が浮くのかという、その影響額ですね。それから3点目としては、今回の10%のカットに当たって、具体的にそのカット分についてのこうしたものをこうした事業に充てたいとか、こうしたサービスに充てたいというものがあるのかどうか、以上3点についてお尋ねいたします。

○市長（八木忠男君）

真野議員の質問にお答えをいたします。

10%、20%、30%、個人個人それぞれの考え方の中であろうと思いますし、今般、20%の方もあったわけでありまして、私の今まで町長時代は5%、今回は1割の10%ということで、公約として掲げ、これは先ほども申し上げました、行財政改革にみずから率先して取り組むという考え方の中であります。

細かい数字的なものは、担当より説明していただきます。

その用途はということではありますが、別にこの減額分をこのことに使うというような考え方は持っておりません。以上でございます。

○総務部長（杉山政男君）

削減額でございますけれども、給料、手当、共済組合負担金等を合わせまして、年間ベースの試算といたしまして206万円ほどとなります。以上でございます。

○13番（真野和久君）

10%についてですが、10%としたというのは、市長みずから行政改革、財政削減をみずから率先してやっていくという決意のあらわれだということで、10%ぐらいが適当だというふうに考えられたということよろしいですか。わかりました。

○議長（横井滋一君）

暫時休憩をとります。

午前10時35分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（横井滋一君）

会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。議事整理のため、ここで暫時休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

それでは、午後は1時30分より会議を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、会議を再開いたします。

議案第1号でございますけれども、他に質疑はありませんか。

○38番（永井千年君）

先ほど真野議員への答弁で、影響額は206万円という答弁がありましたけれども、なぜ206万円になるのか、その内訳を説明していただきたいんですが、例えば9万3,000円減額で、これが年度内で10.5ヵ月で97万6,500円、それから退職手当組合の負担金がこれにあると思いますが、この二つ以外に影響額としてあるんでしょうか。明細を説明していただきたいと思ひます。

○総務部長（杉山政男君）

先ほどのお答えの中で、共済組合等という言葉で申し上げましたけれども、その内訳といたしましては、共済組合の負担金、それから公務災害、それから退職手当組合負担金を合わせまして、全体で年間ベースで試算として206万ほどとなるものでございます。

○38番（永井千年君）

答弁になっていないんですけど、明細を教えてくださいと質問しているんです。

○総務部長（杉山政男君）

失礼いたしました。

共済組合負担金で9万6,300円、公務災害負担金で915円、それから退職手当組合で40万1,760円という試算でございます。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これで質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第2号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第2号：愛西市都市計画審議会条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

条例の第3条の部分におきまして、この委員に任命する者は学識経験者、それから市議会議員となっておりますけれども、都市計画審議会というのは用途地域の決定、地区計画の決定、幹線道路の計画の決定など、市の将来の姿を決定する機関であり、市民の生活に大きく影響を及ぼすものであります。よって、私は生活感のある市民の皆さんの意見を含めることこそ大切ではないかと考えております。

そこで、愛知県下の他の市がどうなっているか調べてみましたが、住民代表とか、市の住民、それから住民から任命することができるなど、一般市民を委員に含める自治体が大変多くなってきております。

愛西市において、今回市民委員を含めなかった理由をお聞かせください。

○経済建設部長（篠田義房君）

吉川議員さんの御質問でございますが、都市計画審議会委員につきましては、おっしゃるとおり都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項におきまして、当該市町村の住民のうちから任命することができるとなっております。これにつきましては当市としても検討をさせていただきました。学識経験を有する者として任命をさせていただき委員さんから、市民としての御意見を伺えるということの判断から、このようにさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○3番（吉川三津子君）

となると、学識経験者というのは、よそからということではなく、市内の住民の方から選ぶということによろしいでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

はい、市内の方からお願いをしてまいりたいという予定をいたしております。

○議長（横井滋一君）

次に、13番・真野和久議員どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の都市計画審議会の設置についてであります。15名のうち市議会から5人を予定するというふうにあります。委員の構成について、なぜ議員から5名もの人間を入れるのかということについて、法的根拠等があるようでしたら、それを説明していただきたい。

先ほど翠川議員の質問の中でも学識経験ということ、市民の意見は聞けるというような話もありましたが、事前に市の方で任命するだけではなくて、公募等でしっかりと委員を選んでいくということが重要だと思います。それは、市民によってもそれぞれの立場や考え方も

ありますので公募をぜひやっていただきたい。そうした公募をやるかについて聞きたいと思うんです。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

真野議員さんの御質問でございますが、法的根拠ということでございますが、都市計画審議会の組織につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項におきまして、委員は学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命する者と定められております。こちらの方からお願いを申し上げます。

なお、公募についてという御質問でございますが、現段階では考えておりません。

**○13番（真野和久君）**

先ほど公募については考えていないということでありましたが、もう一度聞きますけれども、大事なことは、いろんな幅広い意見を聞くということでは、市の方で任命した委員だけではなくて、それ以外の、あまり行政とはつながりのない人たちのしっかりとした意見を聞いていくということが非常に大事だと思います。それこそ市民参加ということになるんじゃないかというふうに思いますので、そうした点、例えば4条には臨時の委員なども置くことができると書いてありますけれども、こうしたことも含めて、そうした公募等でやっていくことについて考えはないのか。市長としてはどうでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

全体を通しまして、先ほども市民委員会の話もしました。当然公募の形でやりたいということも思っておりますし、今担当が申しあげましたように、この審議会につきましては、公募でなくして委員をお願いするということでもあります。今後とも御意見として承っております。

**○議長（横井滋一君）**

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、ほかには質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第3号（質疑）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第9・議案第3号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

**○38番（永井千年君）**

今回の税条例の一部改正の中で最も影響が大きいのは、個人の市民税の非課税の範囲の対象から65歳以上の高齢者を除くことであると思います。65歳以上の高齢者は、既にことしから実施されています年金控除の引き下げや、あるいは老年者控除の廃止に加えて、この5年、6年

で廃止される予定の定率減税の廃止も行われておりまして、この6年から8年の3年間で段階的に廃止される今回の前年の合計所得125万円以下の人に対する住民税非課税措置の廃止がそのまま行われれば、所得税、住民税だけにとどまらず、国保税、介護保険税と、雪だるま式に負担がふえていきます。

年金180万円のひとり暮らし高齢者の愛西市民の場合に、現行4万6,900円の負担が、改正後には13万2,180円と、その負担は2.82倍にもなる一つの試算があります。この合計所得125万円以下は、年金収入のみの方は245万円以下となりますが、まず第24条第1項第2号の、この改正の影響を受ける方は何人見えて、市としてどれだけの増税になるのか。これは3年間、18年、19年、20年と段階的に廃止されるものですから、年ごとの影響額の説明をいただきたいというふうに思います。

それ以外にも、今度の条例の改正で、愛西市としての影響があるかどうか、各条ごとに影響のあるものについて述べていただきたいというふうに思います。

この17年度予算の市民税のたしか4%増というふうに積算をされた旨、説明がされたというふうに思いますが、この市民税4%増の積算根拠、今回の改正ですね。一つ一つの条項ごとにどれだけの数字になるのか、説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○総務部長（杉山政男君）

すべてというわけではございませんけど、とりあえずお答えをさせていただきます。

まず1ページの条例関係でございまして、今の個人の市民税の非課税の範囲では、平成17年度課税をベースに試算した結果、対象者数は2,100人余りでございます。

それから影響額でございまして、18年度で、これは3分の1課税になりますけれども697万円ほどの影響。それから平成19年度で1,394万円ほど、これは3分の2課税でございまして。それから平成20年度で全額課税ということでございまして、2,091万円ほどの増となるものでございます。

次の市民税の申告の関係でございまして、基本的には項ずれでございまして、内容は変わっておりませんので影響はございませんけれども、法の第352条の2第5項及び第6項の規定による個人市民税額の案分の申し出に、それから次の被災住宅用地の申告については、現実的には幸いにも愛西市には災害が発生しておりません。それで、被災状況によりそれぞれ異なりますので、試算することができません。

それから1枚はねていただきまして2ページでございまして、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございまして、これにつきましては該当者がいないため影響はございません。

それから次に、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございまして、これも先ほど申し上げました被災状況により異なりますので、算出ができません。

それから一番下でございまして、事業の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例でございまして、これは該当者がいないため影響ございません。



それからもう1枚はねていただきまして3枚目でございますけれども、一番下に特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例でございます。これは新規につき、影響額は算出できません。

それからあと出ております関係につきましては、基本的に項ずれでございますので、内容が変わってございませんので、影響はございません。

それから、年齢65歳以上につきましては、先ほど申し上げましたように18年度分から課税ですので、今回の予算には反映されておられません。

それから、今回の条例改正は16年度の税制改正でございます、その部分が今回の予算の中に含まれておるといふことでございます。

### ○38番（永井千年君）

今答弁の中で、2,100人の方で、20年度で2,091万円ということで、1人平均すると1万円の影響があることが明らかになりましたが、この影響はこれにとどまらず、さまざまな愛西市における施策の中で、いわゆる非課税かどうかということによって影響が違ってくる負担がほかにたくさんあると思います。この非課税でなくなることによりまして影響を受けるものについては、愛西市の場合、何と何があるのか、明らかにしていただきたいというふうに思います。

### ○総務部長（杉山政男君）

今の関係ですと、考えられるのは国保とか介護保険とかだと思っておりますけれども、それぞれの担当の部長の方から答えていただくことになると思います。

### ○保健部長（中野正三君）

国保税は影響が出るかと思っております。そして、今健診の段階で、非課税世帯と言っているものが費用の自己負担を免除していると思っております。そのところが影響を受けると思っております。

### ○福祉部長（山田信行君）

私の方からは、介護保険の関係で影響があると思っておりますけれども、第1階層と第2階層の関係のところでは若干影響する人が出てくると予想しております。以上でございます。

### ○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、これで質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第10・議案第4号（質疑）

### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第4号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしまして、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

### ○38番（永井千年君）

この中途加入者の問題であります。今までそれぞれ町村ごとに中途加入の問題は扱ってきたというふうに思います。

まずは最初に、4月1日以降、具体的に中途加入者はいたかどうか。いたとすると、どのようなケースであったのか。

それから、それぞれ地区ごとに違いますが、過去の中途加入者というのは何名いて、その平均工事金額というのはどのぐらいになっているのか。そうした場合に、市民の皆さんが中途加入したいとって相談があったときに、それを判断する材料、あなたの場合は工事金額はこれだけかかりますというものをきちんとはじいて出してみえるのかどうか。統一したものがなければ、それぞれ今までどういうやり方でやってきたのかを説明していただきたいといます。

### ○上下水道部長（若山富士夫君）

この4月以降、17年度につきまして中途加入、これにつきましては佐屋地区におきまして1件、申し込みがございました。ただ、この方はまだ工事等をいたしてみえませんが、申し込みがあったということだけでございます。

それから、今までに各地区ごとに中途加入者がどのくらいあったかという点につきましては、ちょっと現在承知をいたしておりませんので、御容赦願いたいといます。

それからなお、工事の関係で、16年度につきまして、たまたま立田の例がわかっておりまして、旧立田で今までに4件、それから旧八開で9件、16年度まで旧佐屋で16件あったという件数はわかっておりますので、御報告をさせていただきます。

それからお値段でございますが、16年度で旧の立田の例でございますが、安い方は7万円ぐらい、それから高い方で申しますと10万円というところで、この額につきましては、その取り付け中途加入者の道路の状況、またサービス管がそこにあるのかどうか、もろもろの状況、また舗装がされておるか砂利道とか、それからそこに道路が、例えば広い道路であれば大きい機械が入れるとか、そういった諸条件によりましてかなり値段に差異がございますので、なかなか幾らということはいいかねるところでございます。ただ、立田地区につきましては、役場の方で中途加入者も、工事の方も合わせて受けて、そして見積もりをいただいて、このくらいかかるということやってみえるということでございますが、佐屋、それから八開につきましては、今までそれぞれ申込者が役場の方というか、指定の業者、こことこの業者を使ってくださいというところに直接申し込まれて、そちらで見積もりをいただくということになります。それで額はなかなか、こちらの方では承知をしていないというのが現状でございます。

それからもう1点、最後に、あなたはすごくお金がかかるで例えば合併槽の方がいいよとか、そういう判断をどうされるかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては、前面道路に、例えばこれは3地区とも下水が真空方式で取りつけて汚水を引っ張るというシステムでございます。条件はほぼ一緒でございます。その前に下水道管があってもすぐつなげるかといいますと、真空本管のみですと、これはちょっと技術的な話になりますが、真空弁並

びに真空マンホールをつけるとなりますと、費用が 100万以上 200万円以内というような多額のお金になります。そうしますと、とてもその途中の方がそこで個人的に負担するということが大変なことになるかと思いますので、そういう場合については、当然地元の管理組合とかそういうところとも御相談申し上げて、合併槽の方がいいのではないかというような場合には合併浄化槽で、本当は集落排水に加入していただきたいんですが、やむを得ず集落ではなく合併浄化槽等で汚水をとっていただきたいと、こんなような指導をさせていただいておるところでございまして、いずれにいたしましても地元の管理組合とか、そういう方々とも御相談申し上げ、余りにも多額の費用がかかりそうだと予測されるものにつきましては、個々に御相談に応じておるといこととさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第5号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第5号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第6号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第6号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第7号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第7号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

### ○38番（永井千年君）

火災予防条例の一部改正について質問をいたします。

2点質問します。

1点は、それぞれ今回の改正で住宅用防災警報機の問題や、あるいはRDFの事故についてや、ブリヂストン事故についてなど、具体的な名前を上げて若干の説明がされましたが、そうした事故からどのような教訓を得て今回の改正とつながっているのか、もう少し御説明いただきたいというふうに思います。

2点目は、住宅用防災警報機の設置義務の期限が3年後ということでありますが、この周知の方法をどのように進めるかという問題と、この住宅用防災警報機はそもそも金額的にどの程度のものに、平均的な世帯でどのぐらいになるのかということについても説明いただきたいですし、それからこれは3年間は適用除外ということなんですが、罰則の問題はどのようにしておるのか、これも説明いただきたいと思います。

### ○消防長（古川一己君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず予防条例の中での住宅用防災警報機、またRDF事故、ブリヂストン事故等のいかなる教訓を得て今回の改正になったかという点でございます。

まず住宅用防災警報機の関係でございます。これにつきましては、建物火災で死亡してみえる方のうち、住宅で亡くなってみえる方が約8割から9割を占め、昭和61年から17年ぶりに、平成15年でございますけれども、1,000人の大台を超したわけでございます。15年、16年と1,000人以上の住宅火災による犠牲者を出しております。また、その中で死亡原因につきましては、逃げおくれによる死者が、その中の約7割であったという統計でございます。また、その中で出火時、どのような家庭での生活をしてみえたかといいますと、就寝中、寝ておみえになった方が4割ということでございます。そのような経緯を踏まえまして、このたびの住宅用防災機器の設置に関しましても、まず寝室を基準とした条例改正にうたったわけでございます。

2点目、RDF事故の関係でございますけれども、これにつきましても私どもの仲間2名の消防職員が殉職しております。また、その現場の作業員の皆さん方5人がけがをしておみえになります。この三重県で起きました大惨事とも言うべき事故、これにつきましては、このような同様の施設においても既に2件ほど、大惨事までには至りませんでしたけれども発生をしております。そこで、総務省消防庁が調査に入ったわけでございますが、いずれにしても大容量で大きな開口部、出入り口がない、最も私ども消防隊については消火活動がしにくい施設であると。また、RDFにつきましても、水分と反応して発熱し、また可燃性ガスを発生し、それが火災に至ったというような検証結果でございます。

そこで、現在まではRDFが単なる燃料のみで何の規制もしてございませんでしたけれども、そのような検証結果から、改めて1,000キロ以上の再生資源燃料を指定可燃物とし、この条例で水分管理、温度管理、またガス管理等、改めて規定したわけでございます。

続きまして、ブリヂストン事故の関係でございます。このブリヂストン事故につきまして

は、まずタイヤの製造工場からの火災でございます。製造工場の建物火災が原因になっております。その建物火災の輻射熱によりまして、この建物周辺に積載してありましたタイヤ16万 5,000本を焼失した事故でございます。この件につきましても、現在までの規制でいきますと、これらのものにつきましてはそれぞれの集積単位の保有距離というのは規定してございましたけれども、建物対象物からの保有空地等は規定してございませんでした。よって、現在、このたびの改正によりまして、その保有空地につきまして1メートル、また3メートルというもの、また屋内でそれらを貯蔵する場合は、不燃性の材料での区画、また水膜設備等を規定してあるわけでございます。

それと、2点目の御質問でございます。周知の方法ということでございますけれども、これにつきましては、まず施行期限が、新築の建物につきましては来年、18年6月1日から、既存の建物につきましては2年後の19年6月1日から適用ということでございます。この周知、まさに非常に私ども、まだはっきりとその方法等つかんだわけでもございません。ただ、新築に関しましては、建築業界とも既に建築基準法の改正等がなされまして、その部分も消防法の9条の2というのが明文化されておりますので、それにつきましては確認申請等の事務でチェックがなされるわけでございますけれども、既存のものに対しましては、私どもこれから、きょうは入っておりませんが、クローバーテレビさん、またいろいろなメディアを使う、また市の広報紙によって住民の皆様方に周知を図る計画でございます。

また、その機器の経費でございます。これは非常に難しいところで、一般的には私ども家庭で既存の建物に取りつけるもの、私ども自分自身で取りつけられます。ビス2本で取りつけられる簡単なものでございます。それでいきますと、大体七、八千円程度ではないかと。それと、今ある新聞で1,000円台のものも発表されております。これにつきましては、検定品という部分で、東京消防庁では認めているけれども、全国の消防ではそれがイコールになるかというところがまだ定かではございません。そういうことで、今のところ私どもが申し上げられますのは、8,000円前後という数値でございます。

それと罰則でございますけれども、罰則規定につきましては、自己管理規定という部分で今回の条例の罰則規定からは除かれておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第8号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第8号：海部津島環境事務組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第9号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第9号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第10号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第10号：愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の事務委託について、委託の理由及びその影響について質問いたします。

○総務部長（杉山政男君）

この公務上の災害、または通勤による災害に対する補償の認定及び不服申し立ての審査の事務については、敏速かつ公平な実施を確保しなければなりません。そして、専門的知識が必要となります。これらの公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会事務を適正に施行するため、またその組織の効率化及び合理化による経費の削減を図るために、愛知県にその事務を委託するものでございまして、旧4町村及び海部西部事務組合においても愛知県へ委託しておりましたけれども、愛知県全体で申し上げますと、名古屋市を除く全市町村が県に委託しておるものでございます。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第11号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第11号：市の境界変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

市の境界の変更についてですけれども、愛西市と稲沢市の境界変更についての、ほぼ同じ面積での交換となっておりますが、住宅の状況を見ますと、団地の途中に境界線が来ることとなります。住民生活において、ごみの収集とか町内会などの不都合はないでしょうか。団地をまとめて境界を決めるということは、行政として検討されたのでしょうか、いかがでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

それでは、加藤議員さんの市の境界変更につきまして御答弁を申し上げさせていただきます。

加藤議員御指摘のとおり、そこに住まわれます住民の皆さん方の住民生活に支障が出てはいけません。当然、その辺も考慮した上で、旧佐織町・平和町、両町において、先ほど御質問がございました部分について、協定書が既に交わされております。それが今回、両市に引き継がれるという現状でございます。

それで、現段階といたしましては、一部建築もされているような現状でございますけれども、まだ住民登録、そういったものが市の方へ出されていないというのが現状でございます。それで、当然、御質問にございましたごみ、あるいは上水道、そういったものも含めまして、日常生活における必要事項取り扱いにつきましては、先ほど申しあげました協定事項に基づいて、今後進めることになるのではないかとというふうに理解をしております。

いずれにしましても、先ほど申されましたように、ふぐあいが生じてはいけませんので、各部局間、また稲沢市さんとも調整をよくとりながら対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（横井滋一君）

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、この議場の時計で20分まで、暫時休憩といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第12号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第12号：平成17年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○3番（吉川三津子君）

それでは、大まかに3点についてお伺いしたいと思います。

1点目といたしまして、物件費についてお伺いしたいと思います。

予算の説明会の折、新旧の電算システムを重複して持たねばならないなどで、電算関係の予算が大変膨らんでいるという説明がありましたが、合併が理由で、初年度のみに発生した物件費は幾らか、その金額を教えてください。

2点目といたしまして、公立保育園の補助金カットの問題です。

社会保障に関する補助金が大幅に削減されております。公立保育園についてもしかりですが、今までの公立保育園への国と県からの補助金は、交付税に全額参入されているはずですので、公立保育園のサービスを後退させることはできないという考えを私は持っています。

しかし、現在、愛西市におきまして、本年度、公立保育園におきまして補助金カットによりサービスが低下していないかをお聞かせください。

3点目としまして、これも補助金カットについてですが、補助金カットにより、合併後サービスを低下させた事業、なくした事業があればお聞かせください。以上、3点です。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず私の方から、1点目の物件費の関係で御質問をいただいておりますけれども、その関係についてお答えさせていただきます。

今、翠川議員さん御指摘のとおり、まずこの新市の本年度予算において、物件費が大きく伸びているというのは事実でございます。それで、本年度につきましては、先ほど翠川議員がおっしゃいましたように、電算統合経費とかいった部分も当然含まれておりまして、予算ベースではございますけれども、物件費の額といたしましては36億5,000万円程度になるんじゃないかという予測を立てております。そのうち1億6,000万円ほどが未払い金が入っておるので、単純にそれを差し引くという処理の形になるわけですけれども、私ども財政の方で、この4町村の平均的な物件費というのは、今までの決算状況を踏まえますと、大体30億ぐらいが通年ベースの物件費の経費じゃないかという予測を立てております。ですから、単純に差し引きをしますと、その未払い金を控除すると4億9,000万円ほどが、いわゆる今回の合併でふえた経費じゃないかというような予測を立てておりますが、または翠川議員がおっしゃいましたように、電算経費というのが合併で新たに発生した部分というとらえ方も当然できます。

御承知のように、旧町村の中でも、いろんな継続事業が新市の予算の方に反映されてきているわけですね。その継続事業を、合併したことによっての新たな事業というとらえ方もできるわけですね。そういったような一つのとらえ方、いろいろありますので、臨時的経費あるいは経常的経費という区分けが、現時点では、申しわけございませんができません。ですから、いわゆる合併初年度のみの物件費がどれだけかという御質問をいただきましたけれども、繰り返しますけど、先ほど申し上げましたように、大体4町村の通年ベースでは30億ぐらいかなあと



いう見方をしております。

ただ、今ちょうど16年度の決算を踏まえて、いわゆる決算統計といいますか、そういった作業の中で、臨時・経常の振り分けをしているわけです。そういった作業の中で、臨時的経費、経常的経費という分類がされていきますので、そういった数値の中身を見た上で、17年度の予算の中と比較しながら、この部分については新市としての本来の物件費というとらえ方が一部できるんじゃないかという見方をしておりますので、今の時点で合併初年度だけにかかる物件費というのは、ちょっと詳しい数字が申し上げられませんので、その点御理解いただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（山田信行君）

第2点目の、公立保育園への補助金のカットの問題に関連いたしまして、国の三位一体の改革によりまして、公立保育園への運営費補助金につきましては、既に平成16年度から一般財源化されているようなところでございます。それにかわりまして、今、所得譲与税だとか、御指摘のありましたように地方交付税の基準財政需要額にも算定されておることになっております。そういったことでございますので、御指摘がありましたように、補助金がカットになったから公立保育園のサービスが低下しているんじゃないかといったことは、私どもはないと思っております。

なお、若干、私立保育園への補助金との関係はございますけれども、私立保育園の補助金の関係では、この17年度から一部交付金制度に変わったものがございまして、制度が変わったとしてもサービス内容は低下しないと、そのように考えております。

#### ○3番（吉川三津子君）

答弁漏れで、3点目に補助金カットにより合併してからなくなった事業はないですかということについて1点質問させていただきました。それについてお答えいただきたいのと、続きまして、先ほど、物件費について御答弁いただきましたが、合併当初の予算というのは考えていらっしやっただと思うんですけども、予想と大幅にずれたものがあれば御紹介いただきたいと思っております。

#### ○企画部長（石原 光君）

個々それぞれ具体的な例という形で申し上げるわけにはまいらないというふうに思っております。

物件費の関係ですか、それは。全体でですか。

〔「全体」と3番議員の声あり〕

全体で申し上げますと、やはり、当初私どもが予測していたよりもふえたのが人件費の関係です。これは共済組合の負担率の改定等がございまして、その関係もありまして、人件費等の方で当初予測していたよりもふえているというのが現状でありますし、それから扶助費の関係で、市となりまして福祉事務所が設置されました。その関係で、当然、生活保護業務の関係につきましては市として対応することになりますので、そういった関係がふえております。

それからもう一つ、大事なことを忘れておりました。公債費、いわゆる起債の関係です。当

然、分庁舎それぞれ起債の償還経費を持っておりましたが、市として、新たに組み込んでいく事業が発生する中で、当然公債費、借金の返済については膨らんでおります。以上、主なところで気づいた点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、暫時休憩します。

午後 2 時 32 分 休憩

午後 2 時 33 分 再開

○議長（横井滋一君）

再開いたします。

答弁願います。企画部長。

○企画部長（石原 光君）

3 点目の御質問の件については、総括的に私の方からお答えさせていただきます。

御承知のように、当然、いろいろ合併調整の中で、それぞれ調整によって補助金等のカットも一部あるのが現状です。ですけれども、基本的にはそれぞれの町村、いろんな事業がありますけれども、新市に引き継ぐという前提で新市の方へ引き継いでおるといふうには理解しております。

ただ、先ほど冒頭に申し上げましたように、個々の事業によっては、一部お願いといたしますか、事業そのものの見直しによってカットされた事業も中にはあります。それぞれの個々の具体例につきましても、いろいろ今までの現状の中で、合併調整の中で調整していただきましたそれぞれの中で調整が行われております。今、この場で、それじゃあ例えば民生の関係でこれとこれがカットされました、この事業がなくなりました。あるいは、総務関係ではこういうものがなくなりましたということについては、大変申しわけございませんけれども、一つ一つ例を挙げて私の方からは総括的に申し上げることはできません。

それぞれ一応担当の方で、それについては掌握しているというふうに私自身は理解しております。ただ、考え方としては、冒頭に申しました考え方で予算の方、特に17年度予算については反映させていただいておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（横井滋一君）

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

4 点ほどお尋ねいたしますが、議案質問に対しては、一般質問のように一括質問、一括答弁方式という形の規定はなされていませんので、一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○議長（横井滋一君）

決まりはないんですけど……。

○46番（宮本和子君）

では、第1点ですが、親水公園の今後の計画についてですが、予算勉強会の説明では、親水

公園工事委託料については、多目的広場の整備と夜間照明、暗渠工事だということですが、総合体育館を含む西側ゾーンの工事は、本年度で終了する予定ですか。また、東側ゾーンの計画はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

宮本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

親水公園の西ゾーンの部分につきましては、御発言のとおりでございます。今年度、17年度で多目的広場の整備をいたしまして、一応西側のゾーンにつきましては完了という形になります。

それで、二つ目の御質問でございました東ゾーンにつきましてはのお尋ねでございますが、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○46番（宮本和子君）**

もう少し具体的な計画があれば教えていただきたいのですが、まだそういった具体的な計画はないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

この親水公園の方につきましては、平成7年8月4日に6.6ヘクタール、都市計画決定をいただいております。いずれにしてもこの都市計画決定の方向で進めていく形になると思いますが、大まかには親水広場とか駐車場という形で持っていきたいような計画になっておりますが、個々、まだ具体的な形にはなっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○46番（宮本和子君）**

市長は、水や緑など豊かな自然の中で、地域住民の皆さんからこの地域を訪れた人まで、だれもが水と触れ合い、安らぎと憩いの場としての水辺環境を生かした親水公園の計画を進めたいと述べておられます。

東のゾーンは、当初の計画では芝生広場、ジャブジャブ池、シンボルトワー、郷土の森、子供の遊び場やデイキャンプ場など、まさしく市長の言われるとおりで、私も早く親水公園にふさわしい公園ができるように祈っております。子供広場やジャブジャブ池、デイキャンプ場などは、若い世代の人から早くつくってほしいという声がたくさん寄せられております。この地域は、水郷地域として昔から水とともに生きてきた地域でもあり、子供たちが安心して水遊びができる公園が望まれます。

ぜひ早急に計画を具体化して、市長の公約実現をしていただきたいと思いますと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（八木忠男君）**

お答えいたします。

ジャブジャブ広場、あるいはキャンプ場、何か今お聞きして、大変勉強不足で申しわけありません。お聞きしたのは初めてであります。十二分にそうした内容を勉強させていただいて、今後の検討材料としてまいりたいと思っております。

**○46番（宮本和子君）**

ぜひ、市長の望まれる施設になるよう、希望しております。

2点目ですが、歩道整備について、道路改良工事に2億8,931万円、歩道設置工事には800万円の予算が計上してありますが、具体的には主にどのような工事内容なのかお尋ねいたします。また、北一色町地内のユーストアからヨシヅヤまでの東西道路の歩道設置工事についても計画があればお聞かせください。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

宮本議員さんの歩道の整備について、お答えさせていただきます。

本年度の予算に計上させていただいておりますのは、ヨシヅヤ西側の歩道設置工事でございます。それで、そこからいわゆるユーストアの方までどうかという御質問がございましたが、これにつきましては、地元地権者の皆さんの関係もありまして、今この場でこれこれこうするという事は申し上げることができませんので、お許しいただきたいと思っております。

**○46番（宮本和子君）**

皆さんもこの道路をよく通られると思いますが、この道路は愛西市のメイン道路としても今後ますます交通量がふえる道路でもあります。今でも、周辺の住民の皆さんは、歩行者や自転車の方、どなたも怖い思いは一度や二度ではありません。安心して暮らせる愛西市として、ぜひユーストアからヨシヅヤまでの区間、とりあえず歩道の設置をしていただきたいと思っておりますが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（八木忠男君）**

御意見承っておきます。

**○46番（宮本和子君）**

ぜひ、しっかり聞いていただいて、交通安全に力を尽くしていただきたいと思っております。

3点目ですが、永和台の道路舗装工事についてでございます。

永和台は、ここ10年ぐらい水道工事、下水道工事、ガス管工事と次々に道路を掘り起こす工事が行われてきました。でこぼこ道路で、大きな車両が通ると地震かなとびっくりするくらいの振動と騒音でございます。

平成16年度には、東側の道路舗装工事が行われましたが、平成17年度、永和台の道路舗装工事の計画はどのようになっておりますか。全道路を何年の計画で行う予定ですか、お尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

宮本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

本年度につきましては、東側につきまして施行計画の予定を持っております。何年をもってすべて整備かという御質問がございましたが、これは現場の状況等も他地区の方の状況もございまして、その辺の絡みもございまして、今ここで何年ということは申し上げられません。と言いますのは、公共下水は始まりかけたばかりでございますけれども、例えば八開、立田のところにおきましては、御存じのように農業集落排水事業で同じように道路の舗装にカッター

を入れて、そのカッターを入れたところを舗装しただけの状態になっております。永和台さんの道路の舗装についてお尋ねでございますが、これは事永和台さんだけの問題ではなくて、合併した4町村の問題があるかと思っておりますので、その辺のバランスも、私どもなりに見させていただいて、対応させていただくのが一番いいのではないかと思いますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○46番（宮本和子君）

合併までの16年度の時点でも、私もこの問題については議会で質問してまいりましたし、やはり早急に何とか舗装工事はしていきたいという答弁もいただいておりますので、そういう点では引き継いで、愛西市としても他の全域の事情もあるかとは思いますが、住民の意向を酌んでいただいて早急に舗装を、やっぱり住宅内の舗装が最優先されなければ、住民の生活は守れないという立場で、ぜひ早急に検討していただきたいと思っております。

そして4点目ですが、今年度の予算で配食サービスの委託料 322万円が計上されました。

今後、ひとり暮らしやまた高齢者世帯が増加している現状の中で、食事を毎日しっかり食べることは、健康を維持する上でも重要なことでございます。食事の内容、金額、配達の間隔など、利用者の要望にこたえるかどうかという点が、今、こういった配食サービスに求められておりますので、その点、利用状況も含めて見解をお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○福祉部長（山田信行君）

それではお答えさせていただきます。

配食サービス、要は給食の配達サービスでございますけれども、こういったものは従来の4町村時代から、ひとり暮らし老人だとか高齢者老人世帯、また身体障害者の方などで調理ができないような方々にこういった配食サービスをやってきておまして、先ほどお話のありましたように、今年度では 322万円を計上しております。食数にして約2万 1,500食の見込みを今持っておるようなわけでございます。

それで、利用者の方の負担は1食あたり 150円ということで、あとの 400円は市の方の負担でやっておるようなわけでございますけれども。失礼しました。今、補助金の額をちょっと錯覚しておまして、400円が自己負担ということでございますので、よろしく願いいたします。

それで、利用状況でございますけれども、5月の時点では93の方が利用されておまして、延べ 1,300食近い利用がございます。それで、1人平均で見ますと、月に約14食、月曜日から金曜日までの1週間当たりの平均利用状況は68人の方になると、そんな利用状況となっております。

今後につきましても、愛西市のホームページだとか、広報紙だとか、そういった関係でPRに努めてまいりますし、また先ほど議員から、もう少しグレードアップしたような配食サービスができないものかというような御指摘がございましたけれども、そういった配食サービスには県の補助金があることはあります、事実。でもそちらの方の給食というのは、要はその対象者の方の健康状態とか、好き嫌いだとか、そういった事前の調査をした上で、多種多様な給食

をつかって配達しなければならないと、なかなかそういった難しい面がございますので、一気にそういったサービスを導入するという事は、まだまだ慎重な姿勢でございます。以上でございます。

#### ○46番（宮本和子君）

今、多分、部長がお話になられたのは、厚生労働省の食の自立支援事業というお話かと思いますが、厚生労働省の食の自立支援事業では、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う生きがい活動中小支援事業など、食にかかわるサービスを提供する事業で、安否確認を行うことが盛り込まれているという内容の事業だと思います。

これはやはり地域の人たちの協力があることでございまして、私はやはり地域の人たちがひとり暮らしの方や、また高齢者世帯への安否確認等する上では大切なこととございまして、今、各4町村でも食生活改善推進委員や、またボランティアなどの協力で本当に運営するということが、今、私は求められていると思うんです。

本来の配食サービス事業は、だれでも住みなれた地域で生活したいという高齢者の思いを伝える重要な在宅サービス事業の一つでもあるわけとございまして。利用しやすい制度にするには、私は今のような、なかなか市の意向に沿ってやるというような状況にない、民間委託ではなく、地域に根差した厚生労働省の食の自立支援事業をぜひ行うようにすべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（山田信行君）

先ほどありました安否確認の関係でございますけれども、既に今の配食サービスでも利用者の方の健康状態、要は食べ残しがたくさんあれば、どこか悪くありませんかとか、安否確認は既に今の制度でもやっております。

そういうことで、今の制度をしばらくは続けていきたいと、そのように考えております。

#### ○議長（横井滋一君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○13番（真野和久君）

一般会計予算については、大項目で6項目ほどの質問をいたしますので、とりあえず前半3項目について、まず質問します。

第1点目は、議会費の需用費、消耗品についてであります。

議会活動に必要な図書や雑誌等の購入の計画等がありましたら、教えてください。これまで、佐織町などでは、雑誌等を購入し、議会の中での活動に利用してきた経緯もありますので、そうした計画があれば、お願いいたします。

それから2点目ですが、納涼祭りや体育大会についてであります。

今年度は、納涼祭り及び体育大会などは、旧町村単位で行うと、しかも担当がそれぞればらばらになっているという状況にありますが、来年度以降はどういう形で運営していくのでしょうか。もし個別で行う場合には、やはりそれぞれの地域の実情に応じた形で、あるいはその地

域がわかる人たちがそうした計画を練って実行していくことが必要でありますので、そうした意味では、各支所のところでしっかりとそうした計画ができるようにしていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、体育大会については、特に例えば旧佐織町では、体育大会を行っても、東部からはなかなか参加されていないという状況もありました。そうした点を考えれば、やはり今後、こうした地域における体育大会などは、小学校や中学校、こうしたところの運動会等と一緒にやるなど、さまざまな参加の工夫が必要だと思えますけれども、そうした点について、お答えをお願いします。

それから3点目であります。これは、指定金融機関の業務委託料についてであります。

現在、それぞれの庁舎で、UFJの窓口委託をやっておられますが、それぞれの費用の内訳についてをお願いします。また、これまでもやはり問題にしてきたわけでありまして、こうしたUFJに頼らない形で対応はできないものなのでしょうか。

以上、とりあえず3点についてをお願いします。

#### ○総務部長（杉山政男君）

まず、議会活動に必要な図書や雑誌等の購入計画はということでございますけれども、現在計画していますのは、自治体情報誌「D-file」という地方紙、全国紙で報道された自治体関連記事を分類・編集したものでございまして、多くの議員の皆様方にも見てもらい、地方自治の活性化に貢献できれば幸いと思っております。

それから、総務費の一般管理費の総務の関係ですけど、納涼祭りでございますけれども、今回、合併調整の中で調整できなかったということで、今年度はそれぞれの地区のそれぞれのやり方で予算化しておるわけでございますけれども、来年度の実施方法、各事務担当者の検討会、または各事業の関係者ごとの協議によりまして、今後進めさせていただきたいと考えています。

#### ○教育部長（八木富夫君）

体育大会につきましても、先ほどお話がございましたようにそれぞれ小学校・中学校の運動会と一緒にやる方法、それぞれ方法もあろうかと思いますが、いましばらくお時間をいただきまして、来年度の計画に入れたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

3点目の指定金融機関の業務委託料の関係につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目の窓口委託の予算上の話でございますけれども、委託料として500万円計上させていただきます。

そこで、内訳といたしましては、旧4町村窓口に一人ずつ配置させていただいておりますので、4町村で400万円、それで残りの100万円につきましては、実は16年度の未払い分がございまして、この未払い分につきましては、立田・佐織ということで計100万円の未払いがあったということで、500万円計上させていただいておりますという内容でございます。

それから、この2点目のUFJに頼らない形で対応できないかという御質問でございますけ

れども、今年度の予算につきましては、やはり合併前からいろいろ検討してきました。特に、会計セクションと申しますか、分科会の方では、ちょうど今真野議員さんがおっしゃいました方法がとれないんだらうかということも、一部念頭に置いて詰めてまいりましたのが現状でございます。それと、私ども管理課においても、そういった例も視察に行きまして、その辺のやり方も十分研修させていただきました。

ただ、そういった中で、やはり合併という一つの混乱するゾーンが当然ふえるだろうという状況の中で、当時の収入役さん方々にも一応協議に加わっていただいて、初年度についてはU F Jの方から派遣をいただいて進めていったらどうだろうという形で、きょう現在、そういった形で対応させていただいていると。

今後のことにつきましては、当然、現状を見きわめた上で検討させていただく形になるんじゃないかというふうに考えております。よろしく願いいたします。

### ○13番（真野和久君）

議会費については、とりあえず「D-file」を購入するというところで、また今後必要なことについては、また議長さんなどをお願いしながら、また購入等をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから2点目の問題ですが、ことしはそれぞれということで、来年以降、納涼祭りについては担当者等と協議を進めながらやっていくと、体育大会についても来年度の計画にはそういったことも含めて検討していきたいというお話でありました。

ということは、来年度以降については、今後どういうふうにやっていくのかということも、それから一括にするのか、そういったことについてもまだこれからだということだと思いません。

提案をしたいのは、なかなか市全体の中で一度に集めてやるということは、現実的に人を集めるという労力についても、また、例えば集まるとなれば、どうしても車等でというふうになると思いますが、そうした駐車場等の問題もあります。そういったことを考えれば、なかなか市全体でやるということは難しいこともあると思います。

もう一つ大事なことは、やはり市として市域が大きくなればなるほど、地域のコミュニティーなどの活性化をしていくことが重要であります。そういう意味では、小学校区単位などでそうした行事などをやりながら、地域単位の活性化をしていくことが大切だと思っておりますので、ぜひとも納涼祭り、あるいは体育大会、こういったものを検討する場合には、その地域の皆さんの意見等も聞きながら、あるいはそれぞれの旧町村単位の中で、支所を中心としてそうしたことをやりながら検討をお願いしたいというふうに思います。

あと、U F Jについては、今後状況を見てということではありますが、ということは、今後U F Jに頼らない形で独自にやっていくということも検討していくということで確認してよろしいでしょうか。

### ○企画部長（石原 光君）

後段の部分については、今この時点で、そうですということは申し上げることはできません



ん。と申しますのは、今後、収入役ができるということですので、その中で、先ほど申しました現状を、やはりこれある程度そういう方針でないと、その辺の現状というのはわからないと思いますので、その辺を見きわめた上で、当然状況を見ながら検討すべき問題だというふうに申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○13番（真野和久君）

次に、後半の3点について質問したいと思います。

一つは、万博フレンドシップ事業についてであります。

残念なことに、新聞・マスコミ等にも報道がありましたが、旧佐織町の担当国でありましたチャドがなかなか参加できないということで、何か今チャドのブースの方には品物だけ置いてあるという形で開館をされているような話も聞きましたが、これが来られないということについて、わかった段階でそれなりの対応ができなかったのかということもあります。もちろん、責任は万博協会にあることは明らかでありまして、そうした点は重々承知ではありますけれども、やはり市として万博協会との関係で、早くそうしたことがわからなかったのか。そして、例えばフレンドシップ事業等もほかの旧町村の3町村のところの中で共同してやっていくこと等も考えられたと思いますので、そうした市の対応がどうだったのかについて、質問いたします。

それから2点目です。2点目は、小・中学校の耐震工事後の今後の計画と題した、今年度についての計画についてお聞きしましたが、今後、各市内の小・中学校の耐震診断の状況、そして工事後の計画、そうした部分について具体的にお聞かせ願います。

それから三つ目です。三つ目は、文化財保護調査費等についてに関係してですけれども、愛西市にもさまざまな文化財があると思います。そうしたものの現状と、それから保護の状況についてお尋ねします。

また、市としてやはり文化財等の保存、あるいは公開といったことについては、やはり市民の皆さん、あるいは子供たちが郷土の文化を知るための企画等もやっていくことは重要でありますので、そうした意味では郷土資料室あるいは郷土資料館といったものの充実、あるいは市としてのそうした研究に対する充実という点について、どのように考えられているのか、お尋ねします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、1点目の万博フレンドシップ事業の関係について、御質問いただいた点についてお答えさせていただきたいと思っております。

まずその中で、真野議員さんの方から、早くわからなかったのかと、それとそういった状況であれば、他の町村との共同でも考えられたんじゃないかという御質問をいただきましたけれども、まず、チャドのフレンドシップの関係につきましても、当然、私どももやれる前提で作業を進めてきたつもりであります。と申しますのは、旧佐織町さんとのいろんな現在に至るまでの経緯、それから市になってからの今度は企画課の方ですね、これの専門部署が。そちらの方からも万博協会を通じて、早いことその辺のチャドさんの方の対応を聞かせてほしいという

ことで、絶えず協会の方へ連絡をとっておったというのが現状です。最終的に、新聞発表でもありましたように、5月26日をもって中止決定と、それが27日に決定されたという現状でございます。ですから、私どもは、当然フレンドシップ事業、チャドという相手国を前提において進めてきたつもりでおりますし、当然この辺の担当の方としては、毎日がいろいろな状態で、絶えず連絡をとっておったというのが現状です。

ですから、後段の他の町村と共同で考えたらどうだという御質問をいただきましたけれども、当然、そういった考えは持っておりませんでした。直前でもやはりチャド共和国とのフレンドシップ事業というのをやっていきたいという前提で私どもは動いておりましたので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それで、御質問にございました、御承知のようにたまたまフレンドシップ事業については中止になりましたけれども、これにつきましては万博協会等を通じまして、ナショナルデーは中止になりましたけれども、入場できる手だてができないかということで、担当の方を通じて再三万博協会の方へ、あるいは県の方へ要請をいたしました。その中で、無料招待券と申しますか、愛西市としてのフレンドシップ相手国であります南アフリカ、パナマ、ガボンのパピリオンを訪問し、交流事業をしたらどうだろうということで、特例で無料入場券、許可証を発行していただきまして、去る6月8日に佐織町の小学校の皆さん、あるいは関係団体の皆さん、そういった友好国との交流ということで万博会場の方には行っていただいておりますというのが現状でございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

#### ○教育部長（八木富夫君）

小・中学校の耐震工事の今後の計画についてという御質問でございます。

まず、耐震診断の現状を御報告させていただきます。

耐震診断のまだされていない学校、20校でございますが、小学校で2校でございます。八輪小学校と開治小学校が本年度、平成17年度で耐震診断を行う予定で予算を入れさせていただいております。他の学校につきましては、校舎・体育館すべて耐震診断は終わっておる状況でございます。

次に、耐震補強工事の進捗状況でございますが、平成15年度から永和小学校の北館を初めといたしまして、平成16年におきましては佐屋中学校の南館、そして開治小学校、八輪小学校の体育館がそれぞれ完了しております。

なお、平成16年度、17年度におきましては、佐織中学校の建てかえということで、継続事業で本年度まで引き続いて実施されております。

そして、本年度でございますが、平成17年度の予定は、勉強会のところでも御説明させていただきましたが、小学校におきましては立田南部小学校、立田北部小学校の2校を予定いたしております。次に、中学校でございますが、永和中学校と八開中学校を予定いたしております。

そして、今後の耐震補強工事についての計画を具体的にという御質問だったかと思っておりますが、今後の計画につきましては、私どもといたしましては数ある事業量を平準化する観点か

ら、耐震診断を行った結果を踏まえて、当然必要度の高いものから順番に進めていきたいというふうに考えてはおりますが、この補強工事にかかります予算といたしましてはかなり大きな金額が予想されますので、財政当局とも今後の実施計画において、そうした計画を協議いたしまして、順位を決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

次に、文化財の調査ということの御質問でございました。

現在、文化財におきましては、国の指定を受けた文化財が愛西市の中で2件、そして県の文化財の指定を受けておりますのが4件、市として文化財の指定をしておりますのは23件と、合わせて29件の文化財がございます。

愛西市の文化財の一つとしまして、佐屋の松尾芭蕉のくひな塚や、立田にございます赤蓮、八開の定納のおびしゃ行事、そしてまた佐織の鑄鉄地藏菩薩立像、通称釜地藏と言っております、それら、数々ございますが、これらの文化財は、当然のごとく後世に引き継ぐべき貴重な史料でございます。所有者の方を初め関係者の方の御理解をいただき、保護に努めていきたいというふうに考えております。

そして、郷土資料室につきましての関係でございますが、佐屋郷土資料室では、現在、民具等を展示してございまして、随時開館されております。八開につきましては、郷土資料保存館に当然資料を保存してございまして、こちらの方は随時開館といっても、今現在お聞きしておりますところによりますと、第1・第3土曜日の午前中の開館のようでございます。次に、佐織の歴史民族資料室でございますが、こちらの方も民具等を常時展示して、公民館の開館時間と同じ時間で開館しております。また、特別展示も今までには行ってきております。そして、立田地区でございますが、立田におきましては農村環境改善センター、福原地内でございますが、そちらの方に農具等を常時展示しております。また、立田の体育館の中にも若干の展示をしております。

今後とも、この調査・研究は、愛西市にも学芸員が1人おりますので、そちらを中心に資料展示などの充実を図りたいというふうに考えております。以上でございます。

### ○13番（真野和久君）

それでは、再質問させていただきます。

第1点目のフレンドシップ事業についてであります。

絶えず万博協会との間で連絡をとっていたということは、大変だったと思いますが、ただやはり中止決定があまりにも遅い。実際、当然交流事業を考えれば、フレンドシップ事業の具体的な企画を考えたなら、少なくともやはり1ヵ月前とか、そうしたところでは中止をするかどうかというのは本来決定されていてしかるべきだというふうに思います。また、佐屋や佐織の日に参加していて、そこで見たときに、たまたま北河田小学校の生徒さんたちも参加しておりましたが、やはりチャドはどこかなと言って探されていたということもありまして、そのときにはまだブースは全然何もない状態でしたけれども、そうした子供たちのことを考えれば、確かに問題は万博協会にあったというふうには思いますが、やはり少なくとも早いところでの決定と、そして対応をすべきではなかったかというふうに思います。

今後、こうした特に交流等をやっていくべき場合には、やはり今回なんかは特に一国一町村フレンドシップ事業をやってくださいということでという面もあったかもしれませんが、やはりせっかくそうした国際交流や、あるいはその他の地域との交流を図っていくということであれば、やはりそれなりの意義とか成果とか、そうしたものをしっかりと見据えて計画を立てていくことが必要ですし、それがもし難しいようであれば、やはりその時点で何らかの判断をすべきだというふうに思います。

そうした点で、今後の教訓として、今後そうした事業をやっていく場合には、しっかりした計画や対応がとられるように対策をしていきたいと思っておりますので、この点についての答弁をよろしくお願いいたします。

二つ目の耐震工事の件についてであります。今後、実施計画を協議していくというふうに述べられましたけれども、じゃあ具体的にこうした計画については、いつまでにやれるのかについてお答えをお願いします。

そして3点目の、文化財の件についてであります。現在、旧町村4カ所でさまざまな展示方式、あるいは保存ということをやっていると思っております。ただ、学芸員が1人では非常に対応が大変だと思っております。やはりこうした市にふさわしい郷土資料の研究とすることができるような体制を早くつくっていただきたいというふうに思っておりますので、その点について、ぜひ市長の方から答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

最初に、フレンドシップ事業、残念ながら旧佐織地区のチャドでございますが、昨年も2回来ていただいて、生姜団地やら織物、機屋さんを見ていただきました。舞踊団も20人来ていただく話も出ておりましたし、もうできるばかりと思っておりましたが、ことしになって内戦があるのかなのか、連絡がとれない。万博協会へは幾度とお願いしたりしてきました。カメルーン大使館を通じてやら、お願いをしてきたわけでありましてけれども、結果的にはああした状況になってしまいました。

しかしながら、先ほど申し上げました264名の方、6月8日に万博へ出向いていただいて、アフリカ館など見ていただき、そして小学生もテレビ放映でもありました、アフリカの各国を見て各国の人と話をしている、そんな場面も放映されたわけでありまして。いずれにしても、あとガボン共和国、そしてパナマ共和国が、7月12日、7月19日とそれぞれあるわけでありまして、そうした折をとらえても、市民の皆さんには友好のお伝えをしてまいりたいと思っております。

学芸員の件も、4地区が一つになって、本当に歴史・文化の豊富なところだということ、皆さん方も御認識のとおりでありますし、資料室あるいはそうした研究の充実も図ってまいりたいと思っております。

2番目の点につきましては、担当からお答えいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

2点目の耐震関係で、財政上の問題という形で、私の方からお答えさせていただきたいと思

います。

前段で、教育部長さんの方からお答えがありましたように、やはり財政計画的なものも、総合計画を策定する中で当然そういったものも策定していかなければならないというふうに考えております。そういった中で、市としてのある部分での財政運営に適した計画というものができ上がってくるのではないかなあと。それには実施計画という部分が当然ついて回ってきますので、それもある程度、3年になるのか5年になるのか、今ここで具体的なことは申し上げられませんけれども、ローリングをしながらそういった財政計画というものを策定していく形になるのではないかとというふうに財政の方としては考えております。

**○議長（横井滋一君）**

それでは次に、16番・浜本七重議員、どうぞ。

**○16番（浜本七重君）**

説明会を期待しておりましたけれども、附せんもたくさんつけました。しかし、思ったような説明会ではなかったように思います。また、議案質疑、提案まで時間が本当にわずかでありまして、重複しておるものもあります。

私は、一般会計予算について、総務費で数点、また民生費で数点、そして土木費について数点質問したいと思います。

まず、総務費でありますけれども、ページ39、2款1項1目11節の需用費、9の地域づくりの諸費で300万が出ておりますけれども、この内容をお伺いします。

それから、ページ41、2款1項1目18節の備品購入費320万円が出ております。それぞれ内容、内訳が書いてなくてわかりませんので、内容を伺います。

そして総務費でもう1点。ページ77、2款7項1目18節の備品購入費に自主防災用備品の1,208万5,000円。これはどこの地域にどういうものをということ、内容を伺います。

まず総務費について、説明をお願いいたします。

**○総務部長（杉山政男君）**

では、地域づくり諸費でございますけれども、これは先ほど来出ておりますような旧4町の予算を持ち寄った予算でございます。この部分につきましては旧佐屋町で予算化されておったものでございまして、内容につきましては、安心・安全なまちづくり事業のために緊急を要する場合に施行するということ、例えば一つの例で申し上げますと、道路等いわゆる不審者が出て、その場所が非常に暗いということで、防犯費の中の予算がないというときに、その予算を使用いたしまして防犯灯をつける、そんなような予算ということ、でございます。

それから、41ページの備品購入費320万円でございますけれども、旧佐屋町の平成16年度分、未払い部分50万円と、それから本庁舎の図書備品20万円、それから事務用備品、いわゆる破損補充用のいす、ロッカー、トイレ、電話機等が250万円でございますけれども、合併により不足が生じる可能性があるために予備的な予算も含んでおります。

それから、77ページの自主防災用備品でございますけれども、これは自主防災会のある地

区、今現在ありますのは佐屋地区、それから八開地区、佐織地区にそれぞれございますけれども、その自主防災備品の配備でございます、佐屋につきましては自主防災組織に1基ずつ消火栓ボックス一式を設置いたします。ボックス内は40ミリホース3本、筒先、消火栓ハンドル、経落金具、いわゆる65ミリを40ミリに落とすという金具でございます。それから、八開地区につきましては、自主防災倉庫に発電機及び投光器1基を配備するものでございます。それから、佐織地区につきましては、災害用濾水器を町方コミュニティーセンター、それから草平コミュニティーセンター、川淵コミュニティーセンターへ1基ずつ、それからコードリールをすべてのコミュニティーセンター、佐織に五つございますけれども、そこに2個ずつ配備するものでございます。以上でございます。

○16番（浜本七重君）

総務費について再質問を行いますけれども、これはそれぞれお聞きすればわかるかというような問題ですけれども、この点についてはもっと説明をする必要があるかと思っておりますけれども、その辺の考えを伺います。

○総務部長（杉山政男君）

今の御質問でございますけれども、どの部分のことでしょうか。申しわけございません。

○16番（浜本七重君）

これは全体的に言えることであります。特に、自主防災用備品なんかは、市長が今度力を入れると公約にも書かれております。そういう点では、細かいことかもしれませんけれども、知っている地域の方は知っている、けど佐屋とか八開など、私たちはわかりませんので、こういう説明をきちんとしていただきたいと思いますが、次回からはどうでしょうか。

○総務部長（杉山政男君）

これは全体の問題と絡むと思っておりますけれども、今回はこういう合併の時間のないところで、財政の方からも御説明申し上げましたように、概要で御説明させていただいたという経過がございます。

今後におきましては、当然、予算の中にこれだけの明細を掲載させていただくということではできませんので、もう少しお時間をいただきまして、できるだけわかるような形を考えていきたいと考えております。

○16番（浜本七重君）

ぜひお願いいたします。

民生費についてでありますけれども、3点ほど伺います。

ページ97、3款1項2目11節の需用費でありますけれども、10の一人暮らし老人対策・ヤクルト配布事業 750万 5,000円出ております。これらは私たちが要求してきたものですが、この対象人員、申請方法はどうなっておりますでしょうか。

それから、ページ99の3款1項2目12節の役務費、1.通信運搬費で福祉電話基本料金 709万 8,000円が新たに佐織分として出ております。この内容を伺います。何台分か、1台の基本料金など、また対象者はどういう条件の方か、伺います。

それから三つ目に、ページ 101の3款1項2目20節・扶助費でありますけれども、11の高齢者タクシー扶助費 831万 3,000円出ています。これは4月1日から全市的に利用できるようになって大変皆さんに喜ばれておりますけれども、この予算として上げているのは何人分か。それから、今後の伸びなどの考え方はどういうふうに考えられているか伺います。その3点でまず伺います。

#### ○福祉部長（山田信行君）

それでは、お尋ねの3点について順次説明させていただきます。

まず最初の、ヤクルト配付の関係でございますが、この事業は、従来佐屋町だけが行っていた事業を全市内に適応させていただくものでございまして、ひとり暮らし老人、対象者としては870人ほどありますが、今回の予算としては325人分を見込んでおります。この申請方法でございますが、まず申請書をお出しいただきますと、その方が、本当に安否確認が必要な方なのかどうかを見きわめるための簡単な面接調査をさせていただき、その上で決定させていただいております。

二つ目の福祉電話の関係。こちらの関係も旧佐織地区では福祉電話の設置費と管理費については町で負担がなされておりましたけれども、合併により他の3地区と同様に基本料金も市で補助していくということで、佐織地区の方にとっては負担が軽くなった、そういった制度でございます。予算的には322台分を見込んでおります。基本料金といたしましては1,680円、地区によって若干、二、三十円の単位で基本料金が違うわけですが、基本的には1,680円を見込んでおります。それで、現在の設置状況でございますが、既に283台の利用がございまず。

3番目の高齢者タクシーの補助の関係でございます。

こちらの方も、今回新たに佐屋地区と佐織地区が対象地域に加わったわけございまして、高齢者世帯の方などが公共施設だとか病院などへお出かけいただくときに、その往復の交通機関としてタクシーが御利用いただけて、その初乗り料金610円とお迎え料金210円を合わせたものが24枚のチケットつづりになっておるわけです。この24枚チケットといいますのは、既に行われております身体障害者のタクシー扶助と同じ内容でございます。

そういったところで、今回、予算的には420人分の予算を計上しております。そこで、現在既に110人の申請がありまして、利用いただいているようなわけでございます。以上でございます。

#### ○16番（浜本七重君）

それぞれお答えいただきましたけれども、ひとり暮らしの老人対策のヤクルトの配付事業でありますけれども、対象人員は870余人であって予算は325人分とありますけれども、必要に応じて面接で決定するということですが、希望されない方という方の把握はしていますでしょうか。

#### ○福祉部長（山田信行君）

御指摘のような希望、要するに要らないというような調査はやっておりませんが、対象者に

比べて予算の見込み人数が少ないという、4割ぐらいの計上しかしていないわけですがけれども、こういったものは従来のほかの制度、例えば緊急通報装置だとか福祉電話だとか配食サービス、先ほどの給食の配食サービスですが、そういった関係で、一部のもう既に安否確認というか、そういう状況が福祉電話などで足りておると見込めるような方については、重複したこういったヤクルト配付まではしなくてもいいと、この方は本当に健康だなど、ヤクルトまで配付しなくても、従来のそういった制度を既に利用されておれば、そちらの方でカバーできるのではなかろうかと、そういったようなことで予算の計上見込み人数が若干少ないようなわけでございます。

**○16番（浜本七重君）**

ヤクルトが嫌いという方も見えるかと思うんですけれども、また同じ金額で違う種類というものも考えられれば考えていかれたらと思います。

それから、福祉電話の基本料金でありますけれども、現在263台が使われているということで、322台分というのは、新たにこれとは別に佐織でということでしょうか。

**○福祉部長（山田信行君）**

現在利用されておられる方の人数というのは283台、ちょっと263台と解釈間違いがあったようでございますけれども、283人の方に御利用いただいております、予算的には322台ということをおっしゃいますが、要はこれからの希望者にこたえるために予算的な台数が多いわけでございます。

**○16番（浜本七重君）**

すみません、ちょっと間違えておりました。ぜひこの基本料金1,680円、高齢者にとっては大変高いものですから、実施をふやしていただきたいと思っております。

それから、タクシー料金の件でありますけれども、本当に喜ばれているんですけれども、例えばチケット利用を伝えると嫌な顔をされる、こういうことも聞いたことがありますけれども、タクシー会社との契約はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

**○福祉部長（山田信行君）**

一部の方に御利用いただいて、運転手の愛想がちょっと悪かったという、そういったお話のようにお聞きいたしましたので、今後については、委託タクシー会社が6社ほどございますけれども、そういったところへの指導をきちんとしていきたいと思っております。

**○16番（浜本七重君）**

ぜひこれはやっていただきたいんですが、例えば契約で使用した人の分を3ヵ月後に払うとか、そういうことでしょうか。

**○議長（横井滋一君）**

浜本議員、3回目の質疑に入っておりますのでちょっとすみません。

**○16番（浜本七重君）**

はい、わかりました。

じゃあ最後に、土木費について1点ほど伺います。



ページ 165の8款2項1目15節の工事請負費が1から4まで出ておまして、4億 5,227万 6,000円が出ております。これは大抵積算書、根拠としては旧町村のものを合わせたものかと思っておりますけれども、この積算の根拠はどういうものなのか。

それから、工事の進め方ですけれども、どういう方法をとられるのか。例えば、今までどおり、旧町村の要望から出ているもので緊急性の高いものからか、それとも愛西市全体を見ておくれた地域からか、この点を伺います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

2点御質問があったかと思いますが、浜本議員おっしゃいましたように、旧4町村の町村から持ち寄ったものを合わせた数字がこの4億 5,227万 6,000円という数字でございます。

工事の進め方について御質問でございますが、特に地域内側溝・舗装等につきましては、先般の総代会とか駐在員会の方でお願いいたしまして、各地区の要望をいただきまして、その現状、状況把握に努めております。地域の状況や、それから地域のバランス等を考えさせていただいて執行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○16番（浜本七重君）**

地域の方にとっては、おらが村からやってほしいというのが実情であろうかと思っておりますけれども、バランスということも一定大切かと思っております。それで、今までは、工事をここをやりますということであれば、入札とか、それから工事箇所のチラシ、地図なんかをつけたものをそれぞれ各議員に配付されていたのが佐織の実情ですけれども、これは引き続きやられていくのでしょうか。ぜひお願いしたいと思っております。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

勉強不足で申しわけございません。

旧佐織町さんで、議員さんの方へすべて連絡が行っていったというふうに御発言がございましたが、旧佐屋地区、それから旧八開地区のこと、私は立田地区の関係を掌握しておりますが、地区の総代さんとか駐在員さんに当たる方には当然工事の御案内を出しているわけですが、議員さんということについては、まだ4町村の状況をもう一度勉強させていただいて、研究させていただく時間をいただきたいと思いますと思っておりますが、お願いできませんでしょうか。

**○議長（横井滋一君）**

それでは、次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

**○38番（永井千年君）**

それでは、まず最初に数字を確認させていただきたいと思っております。

旧4町村からの引き継ぎについてであります。16年度末、17年3月31日の各地区基金の残高は123億 3,127万 6,000円で、起債、地方債の残高は180億 5,305万 5,000円という数字を聞いております。

今年度予算でそれぞれ各一般会計からすべての会計について3月31日までの余剰金が計上されておりますが、例えば一般会計の余剰金は9億 7,396万 9,000円という数字が計上されておりますが、私が4月にいただいた数字だと10億 5,795万円という数字になっておまして、通

常旧4町村、立田村の場合でも、いわゆる余剰金、繰越金については当初予算に全額計上されないで、その一部は計上されるという計上のされ方でしたが、今度の17年度予算についてもそのような計上の仕方をしてみえれば、実際の余剰費、まだ予算に計上されていない余剰金をすべて、正確な数値を御報告いただきたいというふうに思います。

二つ目に、17年度の一般会計予算のうち、継続した予算ならば当然16年度分として処理されていたはずの金額が、きょうの質疑でも時々出ておりますが、未収金が10億 5,202万 1,000円、そして未払い金が10億 9,218万 4,000円という数字になっております。これらを差し引いた17年度の予算額は今年度の予算、17年度予算額 216億 1,700万円に対して、これらを引きますと 205億 2,481万 6,000円となります。各特別会計の未収金や未払い金なども御報告いただいて、実際これらの未収・未払いを差し引いた後の17年度の予算額はどんな数字になるのかを明らかにしていただいた上で、そして会計別比較表の中に、16年度に比べて構成比がどうなっているか、伸び・減がどうなっているのかというのがありますが、それを差し引いた後の数字で比較しますと、実際16年度の当初予算額よりも伸びているのか減っているのか、その率を明らかにしていただきたいというふうに思います。ここまでは数字の問題です。

そして、国がまとめています15年度の類似団体の財政指数表によりますと、愛西市は人口累計が2で産業構造が2となっております。これらの累計の自治体は全国に24市ありますが、これらの累計の平均を見ますと、経常収支比率が82.9%で公債費の比率が15.3%というふうになっています。既に財政担当者は、愛西市の場合、これらの財政指標がどういう数字になるかは試算を行ってみえらると思っておりますが、それを明らかにしていただきたいと思っております。

まずはその類似団体の人口1人当たりの積立金は、この2の2の累計のところは6万 6,846円で、人口1人当たりの地方債の残高は34万 4,880円となっております。

愛西市の場合、4月1日で6万 7,172人の人口であります。引き継いだ積立金で割りますと14万 1,862円、地方債が18万 482円というふうになりまして、これらの数字は積立金で見ますと、この累計の平均の 212%になっておりまして、地方債は52%になっています。つまり、貯金は平均の倍あって、借金が平均の半分となっているのが愛西市の現状ではないかというふうに思います。人口1人当たりの地方債の問題では、中日新聞が全国の市の中で下から5番目に少ないというふうに書いています。

財政の問題は厳しいということだけを強調するのではなくて、正確な認識を持っていただく必要があります。これらの財政指標についての市長の認識をお尋ねしたいと思います。

それから、具体的な各中身に入っていきたいと思っております。

まず歳入の9ページであります。9ページに地方交付税が計上されておりますけれども、新市の建設計画の財政計画は、普通交付税の合併補正分が1億 2,800万円、そして特別交付税の合併特例加算分が4億 500万となっております。予算では、具体的にそれぞれ幾ら計上したのか。その計上は、国の三位一体改革の方針をどのように判断して今回の数字の経常になったのかを示していただきたいというふうに思います。

歳出に入ります。歳出の43ページ、市長交際費についてであります。

市長交際費は、前年度の未払い金20万円を引きますと75万円ずつの150万円と、市交際費と含めると150万円というふうになります。市長は交際費の削減を公約してみえますが、この市の交際費も含めて、どこを、金額でどれだけ削ろうとしてみえるのか、明らかにしていただきたいと思います。慶弔費であるとか、記念品であるだとか、やっぱり具体的に考えないと削ることはできないというふうに思いますので、明らかにしてください。

それから、そのすぐ下の需要費の中で車の修理代が載っておりますが、今愛西市の公用車は、9台のクラウンも含めて210台の車両があるというふうに聞いております。当然、常識的に考えていただければ、通常の市であれば市長公用車が1台、議会に1台、消防に1台という件については、先ほども名古屋市の各所の公用車を廃止するということが新聞報道されていましたが、これらの公用車はお尋ねするところ4台は確保するというようなことも言われておりますけれども、僕はそんなに必要ないというふうに思います。さらに、210台の車両についても、これは当然各町村でダブった分もありますので、適正な車両台数があると思います。そういった削減についても、どのように考えてみえるのか御説明いただきたいというふうに思います。

それから81ページ、立田庁舎費の中に立田庁舎の議場放送等の機器保守料が、なぜか立田庁舎だけに計上されています。旧議会議場については、旧佐屋だけではなくてすべてのところで議場があるわけでありましたが、今後、3庁舎の議会スペースをどのように活用していく考えなのか、これに関連して説明をいただきたいと思います。議場放送の保守料については、使う予定があつて点検をしようとしているのか、使うつもりがなければ点検をする必要はありませんので、予算に計上するのはおかしいのではないかとこのように思います。

139ページ、塵芥処理費の中のごみ処理の問題がありますけれども、10月から収集体制が変わるというふうに言われておりますけれども、各ごみの種類ごとに17年度、スタートの年ではありますが、どのような処理の目標トン数を持っておられるのか御説明いただきたい。それから、10月から収集体制を変えていく方向について、基本的なことについて御説明いただきたいと思います。

それから147ページ、農業の問題であります。ここの中に認定農家に対する利子補給の予算が計上されておりますが、この利子補給を受けています認定農家の数と品目を各地区ごとに御報告ください。そして、新市の今後の農業をどのようにしていくのかという基本方針であるマスタープランの策定については、今後どのように進んでいくのか説明してください。

157ページの排水路の維持工事のことですけれども、従来、各旧町村ごとに土地改良区外だけしかこの排水路維持工事、しゅんせつ工事は使えないところと、そうではなくて住宅地周辺のところで土地改良区か改良区でないかにかかわらず、この予算を使って行っている町村もあります。これらの調整がどのように行われて、ことしの排水路の維持工事を進めていくのか御説明いただきたいと思います。

それから165ページ、先ほどの浜本議員の方から話がありましたけれども、道路の維持費で、側溝・舗装など各地区から要望書、申請が行われているとは聞いておりますけれども、当

然、住民負担のあったところとないところがありますので、各地区間で大変なばらつきがあるというふうに聞いております。

現在計上されているこの予算でもって、各地区の申請に対してどの程度こたえることができるのか。例えば、旧立田地区であれば、各地区から上がってきた要望については、基本的に何年にもわたって100%行くと。ただ、さまざまな事情でできないところはできますが、工事可能なところはすべてやるという方針で進んでおったんですが、愛西市の場合は、今後、各地区の要望に対してどのように行うのか。例えばこの予算との関係でいえば、予算が大変不足しておるといふことであれば、基本的に補正予算を組んで、工事可能なところは要望どおり進めていくと。ことし1年でできなければ来年、再来年というふうに、基本的に私としては各地の要望にこたえていただきたいというふうに思いますので、その考え方。そして先ほどもバランスを考えて調整するというのですが、その調整は実際だれが行うのか。担当者も大変悩んでみえるようでありますので、具体的にどのような方法でもって調整していくのかについても説明をいただきたいというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（横井滋一君）**

ここで、答弁になるわけでございますけれども、時間も大分経過いたしましたので、10分間、4時まで休憩いたしますので、よろしく願いいたします。4時から再開いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

**○議長（横井滋一君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

先ほどの永井千年議員の答弁をお願いします。

**○企画部長（石原 光君）**

それでは、1点目の財政関係の御質問をいただいておりますけれども、まず御質問の前段でいろいろな各指標の関係で御質問がございました。それで、例えば経常収支比率の関係とか、いろんな話がある中で、市としての財政運営的にはどうだというお話があったわけでございますけれども、また市長さんの方からその辺についてはお話があると思います。

ただ、考え方といたしましては、全般的なそれぞれの財政指標につきましては、本来、市としての、先ほど永井議員さんがおっしゃいました経常収支比率、あるいは公債比率、いわゆる市の財政の弾力性を示す数字は、本来の指標ということになりますと、来年、17年度の決算を踏まえて18年度の中で財政分析をするという形、そこで初めて愛西市としての財政指標的なものが出てくるんじゃないかなあと。ただ、今年度の作業につきましては、旧4町村の、それぞれ3月31日に決算をしておりますので、16年度の指標は指標として、それぞれ経常収支比率、公債比率ということが出てくると思います。

ですから、一言で現状を申し上げますと、旧4町村のそれぞれ15年度ベース的なものを見ますと、経常収支比率あるいは公債比率につきましても、大体市に置きかえても経常収支比率について大体80%前後の比率になるんじゃないかと。それから、公債比率につきましても、

大体4町村それぞれ平均いたしますと5から6%の公債比率の指標というもの、現時点では、そういった指標になるんじゃないかという予測は持っております。そういうとらえ方をしておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

それから、未収・未払い金の関係でございますけれども、一般会計の方につきましては、永井議員さんが御発言の中でおっしゃいました数字に間違いございません。それで、特別会計の方につきましても、未収・未払い金の関係につきましても整理いたしております。それで、御了解がいただければ、一般会計、特別会計それぞれ未収・未払いの一覧表を作成させていただきまして、後ほど資料という形で御提示させていただきたいというふうに思っておりますので、その点、御了解いただきたいと思います。

それから3点目の、私ども財政の方への御質問をいただきました、交付税と新市建設計画との違いがあるんじゃないかと。それとか当然、本年度の本予算への反映については、いわゆる三位一体を考えた上で計上したのかという御質問でございますけれども、まず1点目といたしまして、当然、三位一体の改革につきましては、いろいろ国の方で議論されております。それで、この編成時におきまして、その辺の、例えば国庫負担の削減、あるいは税源移譲、交付税のあり方、まだきちっとした指針が出ておりません。一部、ことしの秋ぐらいに国の方としては税源移譲的なものの指針が出るという話も聞いておりますけれども、三位一体の改革を踏まえて、今年度の交付税の予算措置的なものに反映したという考えで編成はしておりませんので、その点御理解いただきたいと思います。

それで、今回の普通交付税の合併補正分と特別交付税の合併特例加算分の計算方法について、新市の建設計画と変更があるんじゃないかと、違うんじゃないかという御質問でございますけれども、変わってはおりません。その当時と、いわゆる今回の予算へ計上いたしました合併補正分、いわゆる特別交付税の特例加算分、これは永井議員さんの方で試算されて今数字的なものを申されましたけれども、全くそのとおりでございます。それについては、何ら変わりはありません。ただ、御承知のように、一応国の方では今回の交付税総額16兆9,000億につきましては、前年度とほぼ同額のベースで予算化しております。それで、出口ベースを見ますと、対前年比1%増というようなベースが地方財政計画にも示されております。

それで、国の出口ベースの総額がほぼ横ばいという状況を踏まえまして、もう一つ、これ、多くの自治体が今合併しておるとい状況の中で、幾らその総額が横ばいだとはいもの、通常の交付額がいわゆる前年度並みに確保できるかどうかという難しい現状といひますか、判断といひますか、そういったものができません。と申しますのは、幾ら総額を確保しても合併しない市町村があれば、当然そこが目減りといひますか、そういった政策的なものが取られるかもしれません。その中で、総額は確保されておりましたもその辺の実際の配分額がどうなるかということについては、今回の予算の編成の段階では見込みができません。それだけはひとつ御理解いただきたいと思います。

それで、本年度の交付税の見込みにつきましては、いわゆるそういった合併による、先ほど申されました合併補正分、いわゆる特例加算分というものを考慮いたしまして、最低限前年度

以上、つまり4町村の普通交付税の交付額を確保したいということも念頭に入れて作業を進めてきたわけですが、かといって、先ほども総額の中でどう動くかわかりませんので、過大な見込みにならないようにという、一方ではそういうことも考慮しまして、今回については、先ほど申されました合併補正分1億2,800万、それから特別交付税の特例加算分を100%計上するという形じゃなくて、合併補正分であれば大体1億ぐらいという、過大見込みせず抑え気味な形で総額の中に見込んだという計上の仕方をしております。

いずれにしても、総額的なもの問題もありますし、実質、本年度の愛西市としての普通交付税がどれだけになるのかという部分については、あと半月先に普通交付税の算定に入りますので、その時点で市としての交付税の総額というものがある部分ではきちっと見えてくるんじゃないかというふうに理解しておりますので、予算編成の段階ではそういった考え方で予算計上しておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えいたします。

冒頭、金森議員の質問にも答えました財政の経過の中で合併が進んできたわけでありまして。また担当が申しあげましたように、まだ不透明・不明確な内容がある中であります。そんな点のことを思いますと、先ほど地方債の5月22日の日曜版でしたか、愛西市が5位なんて、北名古屋が1位なんて、そんな数字が出ておったわけでありましてけれども、そんなことに甘んじておれませんし、厳しさが一層増すことには間違いございません。そんな中で、一層支出については、市長交際費初め合併協の中で、いろんな議員の皆さん方の協議の中で一応圧縮されている中を、できるだけ一層支出を抑えるべく、必要最小限の支出としてまいりたいと、そんなことを考えているわけでありまして。

いずれにしても、これから迎えます地方の時代、本当に厳しさがあることは自分としても十二分に見通しながら進んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（杉山政男君）

車の件でございますけれども、クラウンが5台ということでございまして、現在9台ございました。その中で、おっしゃったとおり、今、残す予定でおりますのは市長、議長それから消防、それから今の教育委員会、それから監査員、公平委員会の関係ということでございまして、そういう形で残していこうという計画でございますけれども、今後、稼働率の問題があると思っております。そういうのも考えながら、今後検討していきたいと思っております。それから、全体的な適正車両の問題でございますけれども、これも分庁方式を今採用してございます。その関係で非効率な面もございまして、そういうことも考えまして、当然、車両数はふえると考えておりますけれども、これも今の実稼働率も考えながら、今後考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○立田総合支所長（伊藤忠俊君）

立田庁舎の議場におきます放送機器等の保守料につきましての関係でございますが、暫定予算を組ませていただいた段階におきましては、議場の維持管理の取り扱い方針につきましてはまだ決定いたしておりませんでしたので、庁舎維持管理に要する経費は昨年と同じように計上させていただいております。

本年度の編成におきましても、暫定予算を基本ベースにいたしまして予算計上はいたしております。御質問いただきました議場放送等の機器の保守につきましては、平成17年度におきましては保守委託につきましては執行はいたしておりません。なお、議場放送機器等保守料につきましては、今回3万6,000円の予算を計上いたしておりますが、この中におきまして平成16年度におきます未払い金といたしまして15万3,000円ほどが発生してまいりましたので、その未払い金につきまして執行させていただいております。

あと、残りの15万3,000円につきましては未執行ということになってまいりますので、願いたいと思います。以上でございます。

**○総務部長（杉山政男君）**

今3分庁舎に残っておる議場の利用方法ということがあったと思いますけれども、この件につきましては、今の段階でどのようにそれを改造していくかというような考え方は、今のところ持っておりませんので、今後においてその辺の考え方を持っていきたいと思っております。以上です。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

それでは私の方から、塵芥処理費の関係でございます。

ごみ収集運搬業務の関係は、合併協の折にも検討されておまして、従前、立田地区、八開等は回数が非常に少なかったということで、これを合わせるという形になっております。10月から、可燃ごみにつきましては週2回、プラスチック類ごみにつきましては週1回、不燃ごみ、資源ごみにつきましては月2回、粗大ごみにつきましては月2回というような形で申し合わせがされております。

また、粗大ごみにつきましては、1点200円ということで有料化されますので、よろしく願いたいと思います。また、それに対します排出量及び処分量でございますが、可燃ごみにつきましては9,500トン、不燃ごみにつきましては3,200トン、粗大ごみにつきましては1,100トン、プラスチック類ごみにつきましては1,800トン、その他資源ごみ等で3,600トンほどを予定いたしておりますので、よろしく願いたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私の方からは、予算書の147ページ、負担金、補助及び交付金のうちの8番の農業経営基盤強化資金利子補給金の補助金についての御質問かと思いますが、こちらの方での認定農業者数を地区別に、品目別という御質問でございました。

農業経営基盤強化資金の利子補給につきましては、佐屋地区で3名、花卉が1件、トマトが2件でございます。立田地区におきましては16名、イチゴが2件、ミニトマトが4件、トマトが2件、花卉が5件、フキと水耕野菜と酪農が各1件でございます。それから八開地区5名で

ございますが、5名ともオペレーターの関係でございます。それから佐織地区が2名、この2名ともオペレーターの関係でございます。

それから、新市の農業のマスタープランをどのようにしていくかという御質問がございましたが、マスタープランというものにつきましては、一応16年度で終了いたしております、この17年度から21年度にかけまして、今度はアクションプログラムという名称でその計画を立てていきなさいという指導がございました。これにつきましては、新たに起こされたものですので、今後事業計画を立てていく予定をいたしております。今現在、個々具体的なものは持っておりません。

それから157ページの排水路の維持工事の関係で御質問がございましたが、永井議員さんのおっしゃるとおり、各町村、こういった排水路の維持工事等に取り組んでおるものの進め方については、まだまちまちの状況でございます。今現在、こういった形にと、統一がまだできないような状況でございます、当面、従来の町村の形を踏襲してまいりたいというふうに思っております。

それから、道路維持費の関係、予算書の165ページについてお聞きでございますが、こちらにつきましては永井議員おっしゃるとおりばらつきがあります。ただ、ばらつきといいましても各行政区単位が大きい行政区と、小さいというと語弊があるかも知れませんが、戸数の少ない行政区で1行政区を形成しておみえになるところもありますので、一概に数で多い少ないということは申し上げられないんですけれども、例えば佐屋地区ですと19行政区、それから立田で言うと39行政区、八開で言うと18行政区、佐織で言うと62行政区の方から現在申請が出ております。件数についてもばらつきがございます。

先ほど別の議員さんの御質問にお答えしたように、現在、現場、状況等の把握に努めておるわけでございますが、それを、希望を全部やるのかということになりますとまだ金額的にどれだけというはじきをいたしておりませんが、165ページにある15. 工事請負費の中の地域内側溝・舗装工事、若干節内流用はさせていただくかも知れませんが、一応地元要望については、予算の範囲内で現在のところ考えてまいりたいと。それで、その調整はだれがするんだという御質問もございましたが、建設課の職員、今現在、現場の方を回っております。写真その他の状況を意見交換しながら、その順位、それからいわゆる地域のバランスというものもありますので、その点を考慮しながら予算の執行に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

### ○38番（永井千年君）

再質問いたします。まず全体的な財政の問題であります。

今企画部長が言われました経常収支比率80%前後、公債比率五、六%ということをおっしゃいましたし、私も積立金は倍で、借金は半分だよと。こういう数字は既にばつと足し算をやるだけではっきりしてくると思うんですね。やはり僕は市民の皆さんに新愛西市の財政の今のスタート時点での現状はどういう状況かということについて、ただひたすら厳しさだけを強調するのではなくて、財政の分析評価というのは同じような産業構造や規模の自治体と比較した場合



に、どういう特徴があるか、その特徴はなぜ生じておるのかと。その出てきた指標については、上げる必要があるのか下げる必要があるのかと。それは各施策の実行と直接的にかかわってくる問題でありますので、特に首長のその点での財政の認識が大変大事だと思うんですね。それにしたがって政策の優先順位なども当然出てくると思いますので、先ほどの答弁だけではちょっとよくわからないんですね。ひたすら電気を消したり、こまめにむだなところは削っていくという姿勢については、これは別にそのことに文句を言っているわけじゃないんですけども、具体的な施策を行ってくるとなると、抽象的に金がない、金がないと言うだけでは、やはり市民の皆さんは納得しないと思うんですよ。改めてもう少し、今の財政のスタート時点での状況について認識を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。市長に再答弁を求めたいと思います。

それから、続いて市長の交際費の問題であります。具体的に今年度の市長交際費、市交際費については、市長が交際費のカットを約束されたものが反映されていないということでありますので、この150万円というのは、ちなみに隣の津島市の市長、津島市は市長交際費というのはなくて、市の交際費という一本をされて150万計上されておりますので、具体的に削るとなると何を削るかということが必要だということでお聞きしたんです。例えば、市長は大変熱心に葬式についても顔を出されているようでありますけれども、例えば一番そういう点でカットするということになりますと、そういうものの範囲を絞っていけば当然交際費がカットになりますし、各種団体からの記念品だとかそういうものについても、これもその範囲をどこまでにしていくのかということ、具体的に狭めていくということになると思うんです。

そういう考え方について、明らかにして、当然、一定のイメージがあって市長は交際費のカットということをおっしゃったと思いますので、その点お尋ねしたいと思います。

それから、公用車の問題も2ヵ月以上経過したにもかかわらず、これらの車両をどのように整理していくのかということについて、いまだに今の答弁でははっきりしていない。今後検討していくということですし、立田庁舎の議場の放送機器の保守料についても、これも使わないというのになぜこんなものを計上するのか。4月に暫定から財政課長の方も修正すべきものは修正したと。基本的に減額の補正は図っていないけれども、例えば計算が間違ったとか不十分だったとか、どういうものかわかりませんが、修正すべきものは修正したというふうに言われておりますので、当然、こうした立田庁舎の議場の放送器などは、もうこれは使用しないことははっきりしておるわけですから、こういう明々白々なものについては、やはり最初から予算に計上しないというふうにしていただく必要がありますし、なぜそれらの検討、先ほどの車両の検討も、これらの検討も、こんなに遅くなっているのかということについて、私はちょっと納得していないんですね。ただ忙しかったというだけではいかん。真っ先にそれらのことについては検討すべき課題ではなかったというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、道路の維持費の問題であります。既に今各報告がありましたように、各行政区から要望書が出てきておって、それらはまとまっていると。ただ、まだ現場をきちっと全部確認するという作業が終了していないということですが、今の時点で大抵建設課の

皆さん、長い経験がありますので、その申請を見ただけでこれはできるものか、できないものか、ある程度判断できますし、大体舗装がどの程度で側溝がどの程度だということについては、要望の総枠は大体推計できると思うんですね。それと、今、今年度の先ほども示された予算との関係がどういう関係にあるのか。例えば、予算に対して要望書は 110%ぐらい、ちょっとオーバーしているだけなのか、大きくオーバーして 200%ぐらいになっちゃったのか、その真ん中ぐらいなのか。そういう状況は今既に明らかであるというふうに思いますので、もし要望にきちんとこたえていくということであれば、次の 9 月議会に当然補正予算で臨んでいく必要があるだろうし、今年度どういうふうに予算執行していくかということが来年度以降の基礎になっていくわけでありますので、その点の判断を今の時点である程度していただかないといかんのではないかと思います。

ちょっと聞き忘れましたが、側溝と舗装だけではなくて、交通安全対策施設についても、どういう状況なのか、防犯灯をどこへつけてくれだとかいうことについても予算と申請との関係はどうなっているのか説明をいただきたいと思います。

それから、戻りまして排水路の維持工事のしゅんせつ工事の問題であります。今年度はばらばらでやっていくということらしいんですが、来年度以降、方向としては土地改良区外だけにしますよとか、そういうのは取っ払って佐屋のように住宅地周辺についてはそういうことの関係なく対応していきますよだとか、どちらの方向でこれから検討されていくのか。当然のことながらいつまでもこんなばらばらの状態を続けるわけにいかないの、18年度予算では統一するということだろうと思いますので、その方向をもうちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

それから 147ページの農業については、マスタープランではなくてアクションプログラムという何か格好いい名前になっておりますが、これはきょう現在、具体的なものは無いということですが、今年度からの検討が始まって、いつごろまでにまとまるのかということについて、17年から21年のアクションプログラムですから、それが18年になったり19年になったりしたらあまり意味のないことですので、この計画からいったら当然17年度中にまとめなくちゃいけないものではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

それから 139ページのごみの問題であります。これは、今年度の処理のトン数を言われましてけれども、この数字は減量、昨年度あるいは一昨年度に比べて減る方向なのか、ふえる方向になっているのか。これはやはりどこでもそうであります。名古屋市でも減らす目標を明らかにして臨んでおりますので、組合に対しては、現在のごみの量を今後どのようにしていくのかということについての目標設定がきちんと行われなくちゃいけないと思うんですが、どういう考え方で臨まれているのでしょうか、明らかにしていただきたいというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

第 1 点についての再質問であります。今般の予算編成の各 4 地区でそれぞれ査定され、出てきた内容について新市計画の内容の中で進めてきているわけでありまして、今後も今の状況

を見ますと基金の取り崩しもしていかなければいけない、そして基金も底をついてしまうのではないかと、そんな見通しを立てているところでもあります。

いずれにしても収支のバランスを見ながら総合的な判断で今後進めてまいりたいと思っております。

それから市長交際費の具体的なということではありますが、おっしゃっていただきました香典、あるいは祝儀、あるいは記念品など、当然圧縮しなければ削減はできないわけでありまして、祝儀につきましては減額をし、1祝儀当たりの金額を少なくしたり、あるいは香典につきましてはお届けする範囲を狭めたり、そういうことで進めているわけでもあります。記念品などにつきましても、先般も市長杯、あるいは市長の記念大会なんて各地区で催されるのがあります、そうした記念品をとということの要望もいただいたわけではありますが、一切そうしたことも御遠慮申し上げながら、こうした交際費についても進めてまいりたいと思っております。

#### ○総務部長（杉山政男君）

公用車の件でございますけれども、2ヵ月以上経過しているがどのように整理していくのか、今までに既に済んでおってもいいんじゃないかというような御質問でございますけれども、御存じのように予算が暫定予算でございます、建設関係をほとんど把握していないのが現在でございます。そういう形で、今後建設関係、それから地域振興等が現場へ出かける件数が多くなってくると思います。それから、今の公平委員会を行うにしても公平委員会とか監査委員さんにつきましては今後発生してきますので、その辺の状況をもう少し確認しながら進めていきたいと思っております。

それからもう一つ、交通安全の防犯灯の取りまとめでございますけれども、今取りまとめ中でございます、この防犯灯につきましては秋以降に発注予定でございますので、今そのとりまとめをしておる段階でございます。

#### ○立田総合支所長（伊藤忠俊君）

先ほど御質問がございました立田庁舎におきます関係で、議場の放送機器保守料、使わないのになぜ最初から上がっているかという御質問だと思います。この件につきましても、先ほどの答弁の中で冒頭でもお話しさせていただきましたが、まだ暫定予算ということでの関係がございまして、またこの議場維持管理関係につきましても今後の方策等もまだその当時決まっておりましたので、このように、先ほど申し上げましたとおり、維持管理経費につきましては、昨年までを見て組ませていただきましたので、この点につきまして、再度御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

ごみの関係でございますが、この目標量でございますが、合併に向けまして昨年と大体同じような状況で処分量を目標といたしております。なお、粗大ごみにつきましては、前年の処分量の大体倍ぐらいを予定しております。10月から有料化するということで、もう既に立田地区では昨年と同じぐらいの粗大ごみの量が出ておるような状況でございますので、よろしく願いたいと思っております。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方からは、道路維持費の関係の御質問にお答えしたいと思います。

永井議員さんの方から、ベテランなんで申請書を見ただけで総額というのはつかめるんじゃないかという御意見がありましたけれども、予算そのものを4町村の予算を合わせた予算になっておりますし、各町村それぞれの取り組み状況にも若干違いがございます。先ほど、1回目の語答弁で申し上げたように、やはり現場等の状況を把握させていただいてから対応させていただくという形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、交通安全対策施設で防犯灯というようなことでおっしゃったんですが、私どもの所管の方の関係で、カーブミラーの関係が2件ほどつけてほしいというような申請が出されておりました。それから、排水路のしゅんせつにつきまして、今年度のことはわかるけれども18年度からというお話でございますが、各土地改良区内をやってみえる町村が今度愛西市の中に入られたわけですが、相手があること、いわゆる土地改良区さんの御意見もお聞きしながらやっていかないと、私ども市の方の考えだけで一方的にこれこれしたいというのはいかがなものかと思っておりますので、これについては一朝一夕には行かないんじゃないか、改良区さんの方の話し合いを進めながら調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、アクションプログラムの期日の関係について御質問がありましたが、大変申しわけございませんが、はっきりしたことは申し上げられませんが、年末ぐらいにはある程度の形になってくるのではないかなあというふうに、今現在思っております。よろしくお願ひいたします。

### ○38番（永井千年君）

立田庁舎の問題に絡んで、財政当局の考え方を実は聞きたいんですね。当然、4月の暫定予算以後、財政担当によってヒアリングも行われて修正するものは修正したとおっしゃったものですから、例えばその場合、立田庁舎のような事例についてはどのような取り扱いになったのかということを知りたいんですから、ちょっと具体的な事例を挙げて説明していただけないでしょうか。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方からお答えさせていただきます。

前段の御質問の中に、財政担当の方で修正すべきものについては修正をしたというような話があったんじゃないかという御意見をいただきました。

それで、修正すべきものについては修正をしたという一つのとらえ方なんですけれども、要は暫定予算に未払金として上がっていないものについて精査したということで進めてきました。それで、先ほどの立田庁舎の問題ですけれども、当然それは旧4町村の予算を合体し、今総合支所長の方から話がありましたとおりです。これも考え方といたしましては、当然これは執行できないものでありますし、それを何らかの形で、次期議会での補正で減額させていただくというような形になるんじゃないかというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、暫定予算に上がっていないもの、あるいは上がっているもの

という、一つの整理をしながら、この一つの申請されたものについては暫定予算に上がっていないものについて、本予算を前提できちんと精査したということでございますので、その辺御理解をいただきたいと思えます。

○議長（横井滋一君）

他に質疑はありますか。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第13号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第13号：平成17年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第14号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第14号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第15号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第15号：平成17年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第16号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第16号：平成17年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第17号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・議案第17号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

32番・古江寛昭議員。

○32番（古江寛昭君）

5ページ、地元分担金のところですが、この下に使用料とありまして、地元集金分ということで出ておりますが、それに関連しまして11ページで管理組合維持管理請負料というところの金額が同一でなければいかんのではないかと思うんですが、この差額はどうなるのかということをお聞きしたいんです。

これは、今の使用料と維持管理請負料との関連は、差し引きというふうにとるべきものなのかどうなのか、ちょっと聞きたいです。

○上下水道部長（若山富士夫君）

集落排水の予算の関係で、まず歳入の5ページ、使用料でございますが、これにつきましては各維持管理組合の組合員の方々が利用された使用料についてこのところでいただくものでございまして、この使用料というのは佐屋地区と立田地区の使用料分がこの中で入ってくるというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから歳出の方で、11ページの13の委託料の管理組合維持管理請負料というところの御質問でございますが、これにつきましては、先ほど使用料という各管理組合で一たん受けたものを市の予算の中に通させていただきまして、その分を今度もう一度それぞれ地元の管理組合の方で維持管理をしていただく必要な額をお戻しするというもので、簡単に言うとトンネルという言い方が一番、税金の関係で一たん市にいただいて、使用料の分をまた維持管理組合の方へ戻すというふうに御理解を賜りたいと思います。

それで、これは別段特に変わっておるということではございませんが。

○32番（古江寛昭君）

私もそう理解しておりますが、そうなると同額の金額じゃなきゃいかんのかなというところを思ったものですから、その差額はどうなるのかなあというふうに、お聞きしたいんです。

○上下水道部長（若山富士夫君）

入と出が違うんではないかということでございますが、先ほど御説明申し上げました施設管理費の13の委託料と、それからはねて13ページの方にまた委託料ということで、2,448万8,000円、これがコミプラ佐屋でいいますと永和台地区というところをやっておりますが、この分

も入の方では入っております、出ではこのコミュニティ・プラント事業の方へ出が分かれていますので、それを足していただくと合うと思います。

**○議長（横井滋一君）**

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

永井議員、どうぞ。

**○38番（永井千年君）**

今、古江議員と同一のところでありますけれども、立田地区と八開地区、佐屋地区、それぞれ管理の方式が違っているというふうに思うんですね。昨年も立田地区で税務署から法人市民税の申告問題というのがあって、ずうっと管理組合にたまっていたお金を合わせて、税務当局からおどされたというのか、そのままにしておくのと法人市民税を課税するよと。今回に限って戻しなさいということで慌てて戻して課税を免れたという問題が昨年発生いたしましたけれども、今回の、従来の立田地区の予算書であればこういう使用料計上というのは出てこないんですね。全部各管理組合が管理して、足りない分の補助金だけが出てくると。まだ供用開始して、一部しか供用開始されていないための維持管理費用の不足分を補うと、それだけしか予算として上がってこないんですが、今回上がっているとすると、税金の関係については、各管理組合、どのような取り扱いにしていくことにしたのか、御説明いただきたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

先ほどの永井議員の御質問でございますが、ほかの管理組合、立田地区については御承知だと思いますので、実は佐屋地区につきましても立田地区の方からそういう税務署等の指導等があったというようなことで、私ども旧の佐屋地区につきましても当初はこういった使用料は予算の中では反映されておりましたが、いわゆるみなし法人税等について、先ほど御質問にありましたように、余剰金等があれば、それは要するに利益として法人税をいただきますよと、こんなような点がございましたので、立田地区の職員の方々に御指導いただきまして、佐屋地区につきましても立田地区同様の取り扱いということで、それぞれ地元の管理組合にも出かせさせていただきまして、趣旨、税務等の関係を御説明申し上げ、またコミプラ事業の佐屋地区についても同様でございますが、そのような点で管理組合の方へ申し上げ、そして税対策をするということで、今回このように予算の方にも反映させていただいたということでございます。

**○38番（永井千年君）**

だからどうなるんですかと、管理組合は、それを聞いておるの。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

ちょっと言葉足らずで申しわけありません。

それで、私ども、これをやることによって、いわゆる法人税はかからないというようなことで、かからないといえますか、税金をかけられる必要はないのではないかというふうで理解して事務を進めさせていただきました。

○議長（横井滋一君）

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑もありませんので、これにて終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第18号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・議案第18号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

愛西市の公共下水道事業特別会計について、まず2点ほど質問したいと思います。

1点目としては、どの地域をどういう計画でやられるのかお聞きします。

二つ目としましては、1市8町から2市6町になりましたが、コミュニティ・プラントなどよりも住民負担はふえるおそれがありますか。今までは、佐屋地区では集落排水では4%が基準でしたけど、この公共下水道では何%になるのか、お尋ねいたします。

○上下水道部長（若山富士夫君）

今年度の計画はどうなっておるかということでございますが、公共下水につきましては、旧佐屋地区につきましては、北一色、須依等の市街化区域を中心とした、昨年度に引き続いてその周辺の整備を図っていくというものでございます。それから、佐織地区につきましては、勝幡町、古瀬をメインということで整備を図っていく、こんなような計画で予定をいたしております。

それから、住民の負担関係でございますが、今までの1市8町から2市6町ということで、要するに自治体数が減ってくるわけでございますが、これについては、負担金は今までの佐屋並びに佐織分を足した額が今度の愛西市としての負担金ということになってまいりますので、大きな変動等はないというふうに理解いたしております。

それから、住民負担の4%につきましては、これは旧の佐屋地区の集落排水事業については事業費の4%というような取り決めで行っておったわけですが、この旧佐屋のときにも私答弁させていただいておりますように、公共下水については、そういった考え方ではなく、近隣の公共の負担の仕方、また県の指導等もいただきまして、一定の面積において市街化とか、要はその加入者の宅地の面積に応じて平米当たり幾らもらうかと、こんなような方向で現在検討しており、まださらにいろんな角度から研究を重ね、結論へと行かなければならないというふう



に思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○25番（中島義雄君）**

公共下水道については、いろいろと導入の時期から財政が厳しい中で、今環境省なんかもコミプラやそれから合併浄化槽など、やはり費用の安いものに指導をしておりますが、これからの計画の中で、先ほども一部出ましたけど、どうしてもこの流域でも高くつくということについては、やはり早く安くできるものについても検討していただきたいと思います。

そしてこの計画については、当初の計画から30年ということですけど、この農業集落排水やコミュニティーでは立田、八開では約10年ぐらいでこの計画がされておりますが、この公共下水道では何年計画で行っていくのかお尋ねいたします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

今、何年ぐらいで計画か、先ほど中島議員がおっしゃいましたように、佐屋・佐織地区につきましては、当初30年後完了目標で頑張っていこうというふうで考えております。

**○議長（横井滋一君）**

次に、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○44番（加藤敏彦君）**

今の中島議員の質問と重複しておる部分もありますので、簡潔に質問します。

一つは、供用開始の時期とそれから料金の決定の進め方についてですが、今、部長の答弁の中でも県の指導を受けながら料金の設定を進めたいということですが、もう少し料金の決定については、具体的にどういうところでどのように進めるのか。それから、公共下水道については、雨水を含めた公共下水道と、雨水を含めない、今愛西市の進めているし尿とか家庭雑排水という範囲の料金のあり方に対しては、大変疑問を持っておりますので、やはり水道料金に対応する形で決めていくのが愛西市の公共下水道事業の料金のあり方ではないかというふうに思っておりますので、それについても十分検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

先ほどの中島議員の質問と今の質問でちょっとあれじゃないかと言われましたが、私、先ほどの中島議員の答弁というのは、建設に対する分担金についてお答えさせていただきました。

それから、今の加藤議員の関係は、恐らく汚水を使った場合の使用料というふうでとらえさせていただきますが、使用料につきましては、水道の使用料、いわゆる従量制といいますが、その水道の量を使ったことに応じて使用料もいただくこと、こんなようなふうになるんではなかろうかと考えておりますので、その辺ちょっと補足説明させていただきたいと思います。

それから、この公共下水については、当然御存じのように、まずはこの日光川流域については分流式ということで、汚水についてのみまずやろうと。そして、汚水が一段落ついた時点では、今度は雨水対策についても考えましよう、こんなようなことで当然佐屋地区、佐織地区につきましても、当初の計画においては、なお雨水についてはどうするんだというような大まかな基本的な計画も当然入れておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○44番（加藤敏彦君）**

供用開始の時期と料金決定の時期、佐織の議会でも1年ぐらい前までというような答弁もありましたが、愛西市としては、この時期的なものほどのように考えておられるのでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

申しわけございません。供用開始は、私どもとしては、目標としてこれは合併の中での協議でも出ておりましたように、平成20年度までに何とか一部供用ができないかというふうで、目途はいたしております。ただ、ここで一つお断りしなければいけないのが、目標でございますが、国・県等の補助金等が順調に私ども愛西市の要望を満たしていただければそのように行けますが、なかなかその辺が難しい点があるかと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○44番（加藤敏彦君）

料金の決定はいつまでにされるんですか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

料金につきましては、一応、下水の方につきましては、供用開始の前後の辺でやりなさいというような言い方をしておりますが、先ほど言いましたように、20年度末には一部完了させて、そして21年度から供用ができればと思っております。その目標がある程度はつきりしてくれば、当然その1年以上前からそういった作業に入らなければいけないのではなかろうかと思っております。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第19号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第25・議案第19号：平成17年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

議案第19号の平成17年度愛西市水道事業会計予算ですが、この水道につきましては合併に伴う問題の一つとして、料金の統一問題が将来出てくるのではないかと思います。水道料金につきましては、佐織町は県水と地下水を使っておるため、水道料金が佐屋・立田地域が使っております海部南部水道料金の約半分となっております。佐織の住民にとっては、水道料金の値上げは大変心配な問題であります。

平成17年度の予算説明で、収益的予算では、佐織では1,452万円の赤字予算という形になっております。支出の4.5%の赤字ということですが、水道料金につきましては、できるだけ値

上げはしてほしくないというのが住民の気持ちですが、市長として、水道料金についてどのような考えを持っておられるのか、料金改定の判断基準はどこに置いておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問にお答えいたします。

水道料金の考え方、旧佐織でも申し上げてまいりました。計画的に値上げをするということは議会の皆さんも御承認をいただいているところでありまして、当然地下水もいつまでもくみ上げていく状況であるとは確信できませんし、県水への移行も考えつつ、それは旧佐織の水道事業については、方向づけはなされているわけでありまして、17年度、本年度の値上げも考えられたわけでありまして、一応見合わせたという状況であることも事実であります。

今後、水道料金につきましても、南水あるいは八開さんの水道事業などなど、それぞれの水道事業の状況を見ながら、市としての考え方をまとめてまいりたいと思います。

○44番（加藤敏彦君）

住民にとって値上げが一番厳しい問題ですので、できるだけ値上げをしないようお願いしたいと思いますし、それから今年度は値上げを見合わせたということですが、会計的には確かに予算として佐織の水道会計の収支の収益的部門では赤字ですが、八開なんかは赤字ではありませんし、そういう点ではやっぱり赤字の部分はどう見ていくかという点でもっと今後お尋ねしていきたいと思います。以上です。

○議長（横井滋一君）

他に質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第20号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第26・議案第20号：海部地区休日診療所組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

それではここで、暫時休憩といたします。

午後5時10分 休憩

午後5時20分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・同意第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第27・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・同意第2号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第28・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題とし、質疑を行います。

なお、この件につきましては、金森懿市議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により、一時退席をお願いいたします。

[57番・金森懿市君 退場]

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

金森懿市議員の退場を解きます。

[57番・金森懿市君 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・同意第3号から日程第31・同意第5号まで（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第29・同意第3号、日程第30・同意第4号及び日程第31・同意第5号の愛西市公

平委員会委員の選任については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。  
質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第3号、同意第4号及び同意第5号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、同意第3号、同意第4号及び同意第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・同意第6号から日程第35・同意第9号まで（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第32・同意第6号、日程第33・同意第7号、日程第34・同意第8号及び日程第35・同意第9号の愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第6号、同意第7号、同意第8号及び同意第9号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第6号、同意第7号、同意第8号及び同意第9号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・同意第10号から日程第40・同意第14号まで（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第36・同意第10号、日程第37・同意第11号、日程第38・同意第12号、日程第39・同意第13号及び日程第40・同意第14号の愛西市教育委員会委員の任命につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

なお、この件につきましては、青木萬生君の一身上に関する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

[教育長・青木萬生君 退場]

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第10号、同意第11号、同意第12号、同意第13号及び同意第14号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第10号、同意第11号、同意第12号、同意第13号及び同意第14号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

青木萬生君の退場を解きます。

〔教育長・青木萬生君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・推薦第2号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第41・推薦第2号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。推薦第2号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、推薦第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・選挙第6号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・選挙第6号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。選挙第6号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙第6号につきましては、委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・請願第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第43・請願第1号：乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・陳情第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第44・陳情第1号：地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・陳情第2号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第45・陳情第2号：最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・陳情第3号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第46・陳情第3号：被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第47・陳情第4号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第47・陳情第4号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第48・陳情第5号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第48・陳情第5号：地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第49・委員会付託について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第49・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第20号、請願第1号、陳情第1号から陳情第5号につきましては、会議規則第36条第1項の規定によりそれぞれの所管の常任委員会へ付託いたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後5時29分 休憩

午後5時30分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

本日は以上をもちまして散会といたします。

また明日は午前10時から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後5時31分 散会